

令和6年度 物品等入札結果一覧 (4月分)

入札日	案件名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R6. 4. 1	水質検査委託	(株)環境科学研究所	12,000,000
R6. 4. 1	建設資材特別価格調査委託(その1)	(株)新日	1,400,000
R6. 4. 1	江南市立地適正化計画改定業務委託	中央コンサルタンツ(株)	9,450,000
R6. 4. 1	LGWAN系端末等一式(令和6年更新分)	昭和リース(株) 名古屋支店	月額 357,700
R6. 4. 1	基幹系端末等一式(令和6年度更新分)	(株)J E C C	月額 656,490
R6. 4. 1	古知野東小学校外9校消防設備点検委託	共立防災工事(株)	1,350,000
R6. 4. 1	古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託	(有)柴田設備	1,150,000
R6. 4. 1	職員仮眠用寝具借上	(株)トーカイ 名古屋支店	月額 87,750
R6. 4. 1	浄化槽清掃委託(公園関係)	(株)大栄工業	1,715,760
R6. 4. 1	布袋下山公園除草等委託	(一社)愛知高齢者事業団	1,428,000
R6. 4. 1	草井保育園外15空調設備保守委託	菱和エアコン(株)	2,900,000
R6. 4. 1	草井保育園外15園 ゴミ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託	大和エンタープライズ(株)	月間運搬料 6,000/園
R6. 4. 1	グレーチング	江南コンクリート工業(株)	単価 16,720
R6. 4. 1	鉄筋コンクリートU字溝蓋	江南コンクリート工業(株)	単価 3,210
R6. 4. 2	江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託	(株)プロパティウッド	42,240,000
R6. 4. 2	定周波定電圧装置等一式(令和6年度更新分)	(株)J E C C	月額 641,600
R6. 4. 2	下般若配水場宿日直業務委託	日本安全警備(株)	8,873,500
R6. 4. 2	江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託	創警管財(株)	16,473,600
R6. 4. 2	本庁舎等管理委託	光洋ビル管理(株)	45,582,000
R6. 4. 2	西分庁舎、学校給食センター清掃委託	光洋ビル管理(株)	5,910,000
R6. 4. 2	広報こうなん	坪内印刷工業(株)	13,539,164
R6. 4. 2	再生P P C用紙A 3判	(株)岸五	単価 3,240
R6. 4. 2	再生P P C用紙A 4判	(株)吉村化工	単価 2,750
R6. 4. 3	消防庁舎、交通児童遊園清掃委託	光洋ビル管理(株)	5,085,000
R6. 4. 3	両配水場清掃委託	(株)アース 名古屋支店	2,360,000
R6. 4. 3	布袋ふれあい会館清掃委託	新生ビルテクノ(株) 名古屋支店	6,000,000
R6. 4. 3	環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所清掃委託	新生ビルテクノ(株) 名古屋支店	4,680,000
R6. 4. 3	水道施設警備委託	セコム(株)	4,140,000
R6. 4. 3	配水場運転管理及び水源地等採水検査委託	(株)ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	26,640,000
R6. 4. 3	電気保安管理委託	日電サービス(株)	1,380,000
R6. 4. 3	両配水場電気保安委託	(株)エネテク	1,062,600
R6. 4. 3	交通児童遊園外15 空調設備保守委託	(有)コーナン冷機	1,170,000
R6. 4. 4	市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓	アプロ通信(株) 中部支社	47,000,000

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R6. 4. 4	草井保育園外15園 油脂分離槽清掃委託	(株)尾張クリーンパイプ	2,150,000
R6. 4. 4	空調設備保守点検委託	(株)テクノ菱和 名古屋支店	1,400,000
R6. 4. 4	江南市給食従事職員等検便委託	(株)スペック 名古屋営業所	単価 154
R6. 4. 4	プール薬剤	山本薬品産業(株)	3,691,215
R6. 4. 4	児童・生徒検尿委託	(株)中京臨床検査センター	単価 120
R6. 4. 4	次亜塩素酸ナトリウム	共立機巧(株)	単価 97
R6. 4. 4	会議録作成委託	名北ワード(株)	4,075,920
R6. 4. 4	古知野東小学校外13校児童・生徒用机及び椅子	(有)富田文溪堂 江南支店	3,868,660
R6. 4. 5	一般廃棄物最終処分場ごみ選別等委託	松山建設(株)	16,145,000
R6. 4. 5	江南市ごみ処理基本計画改訂委託	アジア航測(株) 名古屋支店	5,600,000
R6. 4. 5	量水器(Φ13)改造	(株)阪神計器製作所 西宮支店	単価 870
R6. 4. 5	量水器(Φ13)大改造	アズビル金門(株) 名古屋支店	単価 1,600
R6. 4. 5	量水器(Φ20)新品	東洋計器(株) 名古屋支店	単価 3,220
R6. 4. 5	Microsoft 包括ライセンス	富士電機ITソリューション(株) 中部事業本部	5,492,250
R6. 4. 5	ページプリンタ用トナーカートリッジ	NECフィールディング(株) 中 部支社 名古屋支店	7,294,120
R6. 4. 5	ガラス除けネット	中部化成薬品(株) 名古屋支店	1,140,000
R6. 4. 5	江南市指定可燃ごみ収集袋	(株)日比研究所	34,281,600
R6. 4. 9	放課後児童支援員補助業務	パーソルテンプスタッフ(株) 中 部BPOサービス部	単価 2,100
R6. 4. 10	道路草刈委託(1)	(株)永井組	2,000,000
R6. 4. 10	コピー機借上(下水道課)	富士フイルムビジネスイノベ ーションジャパン(株)	月額 11,220
R6. 4. 10	コピー機借上(水道課)	富士フイルムビジネスイノベ ーションジャパン(株)	月額 18,750
R6. 4. 12	コピー機借上(介護保険課)	富士フイルムビジネスイノベ ーションジャパン(株)	月額 14,700
R6. 4. 12	コピー機借上(市民サービス課)	(有)富田文溪堂 江南支店	月額 9,450
R6. 4. 10	江南市型下水道用铸铁製マンホールふた 呼び 600	長島铸件(株) 豊橋営業所	2,128,000
R6. 4. 12	可燃ごみ収集運搬委託(第6コース)	(有)ホテイクリーン	12,280,000
R6. 4. 12	市営住宅給水設備点検委託	(株)アンキ設備	1,020,000
R6. 4. 12	一般廃棄物最終処分場水質検査委託	尾北環境分析(株)	950,000
R6. 4. 12	特別ごみ等収集運搬及び容器配送回収委託	シバタ(株)	6,235,000
R6. 4. 12	犬猫等死骸収集委託	大和エンタープライズ(株)	3,870,000
R6. 4. 12	在宅医療廃棄物等収集運搬委託	(株)倉衛工業	単価 1,800
R6. 4. 12	紙類売払い	(株)小牧宮崎	3,710,000
R6. 4. 12	空き缶(アルミ、スチール)売払い	丸ア金属(株)	3,040,000

入札日	案 件 名	落札業者	落札金額 (単位：円)
R6. 4. 15	廃水処理施設維持管理委託(学校給食センター)	(株)倉衛工業	1,200,000
R6. 4. 15	校務用コンピュータ機器借上	NX・TCリース&ファイナンス (株)名古屋支店	月額 418,950
R6. 4. 15	古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託	(株)大栄工業	3,482,400
R6. 4. 15	古知野東小学校外9校電気保安管理委託	(株)エレックス極東	1,848,000
R6. 4. 15	古知野中学校外4校電気保安管理委託	(株)エレックス極東	1,116,000
R6. 4. 15	宮田東保育園外8園電気保安管理委託	(株)エレックス極東	1,080,000
R6. 4. 15	草井小学校体育館放送機器	秦電化センター(資)	4,855,000
R6. 4. 15	布袋中学校校舎放送機器	秦電化センター(資)	2,769,000
R6. 4. 16	樹木保全委託	大澤造園土木(株)	1,000,000
R6. 4. 16	市有バス運転委託	(有)エムエムイーコーポレーション	9,732,000
R6. 4. 15	古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託	(株)大栄工業	4,316,400
R6. 4. 15	布袋中学校外2校合併浄化槽保守委託	(有)トータルメンテナンス・ツルミ	2,104,000
R6. 4. 19	河川水質調査委託	(株)愛研	2,100,000
R6. 4. 19	防災行政無線保守点検委託	NECネットエスアイ(株) 中日 本支社	2,900,000
R6. 4. 19	都市構造再編集中支援事業 布袋駅周辺地区都市再生整備計画事業効果分析調査委託	早川都市計画(株) 名古屋支店	4,800,000
R6. 4. 22	農業振興地域整備計画改定業務委託	アジア航測(株) 名古屋支店	8,300,000
R6. 4. 22	土地(固定資産)評価設定委託	日本土地評価システム(株)	32,800,000
R6. 4. 22	健康診査受診券等印刷	日本通信紙(株) 名古屋支店	1,998,900
R6. 4. 22	江南緑地公園(草井)芝生広場除草等委託	(一社)愛知高齢者事業団	5,800,000
R6. 4. 23	用紙裁断機一式	NECキャピタルソリューション(株) 中部支店	月額 20,600
R6. 4. 23	電子計算室エアコン1号機・2号機(令和6年度更新分)	NECキャピタルソリューション(株) 中部支店	月額 125,670
R6. 4. 23	下般若配水場配水バルブ修繕	荏原商事(株) 中部支社	5,300,000
R6. 4. 26	古知野東小学校外11校児童・生徒用机天板	(有)富田文溪堂 江南支店	1,846,800



入札見積履歴

案件番号 2403192321700613919
調達整理番号 1
案件名称 水質検査委託

最新更新日時 2024.04.01 09:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000535000	株式会社環境科学研究所	12,000,000円		
2	2000189300	一般社団法人愛知県薬剤師会	12,150,000円		
3	2000301800	株式会社環境保全コンサルタント	12,200,000円		
4	2000797100	一般財団法人東海技術センター	12,200,000円		
5	2000363700	株式会社日本環境技術センター	12,300,000円		
6	2000116000	株式会社環境公害センター	12,800,000円		
7	2000515301	一般財団法人岐阜県公衆衛生 検査センター 名古屋営業所	12,800,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 水質検査業務委託
- 2 業 務 場 所 江南市中般若町西225番地 外27
- 3 契 約 期 間 自 令和6年4月3日
至 令和7年3月31日
- 4 委 託 料 金 13,200,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,200,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社環境科学研究所との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月2日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社環境科学研究所
名古屋市北区若鶴町152
代表取締役 林 昌史



入札見積履歴

案件番号 2403192321700613922
調達整理番号 2
案件名称 建設資材価格特別調査委託(その1)

最新更新日時 2024.04.01 10:56

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000531000	株式会社新日	1,690,000円	1,400,000円	
2	2000822701	一般財団法人建設物価調査会 中部支部	1,800,000円	1,650,000円	
3	2000979000	株式会社名邦テクノ	1,900,000円	1,650,000円	
4	2003440501	株式会社日本インシーク 名古屋支社	辞退		
5	2000649401	一般財団法人経済調査会 中部支部	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 建設資材価格特別調査委託（その1）
- 2 業務場所 江南市内
- 3 委託期間 自 令和 6 年 4 月 3 日
至 令和 6 年 6 月 28 日
- 4 委託料金 1,540,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 140,000 円

- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社 新日 との間
間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6 年 4 月 2 日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中川区山王1-8-28
株式会社 新日
代表取締役 石堂 公彦

2024年04月01日 13時13分



入札見積履歴

案件番号 2403192321700613923
調達整理番号 3
案件名称 江南市立地適正化計画改定業務委託

最新更新日時 2024.04.01 13:13

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000418200	中央コンサルタンツ株式会社	9,450,000円		
2	2001014800	日本工営都市空間株式会社	12,600,000円		
3	2000554502	株式会社国際開発コンサルタンツ 名古屋支店	13,100,000円		
4	2000996601	株式会社オオバ 名古屋支店	20,000,000円		
5	2000979601	株式会社パスコ 名古屋支店	辞退		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 江南市立地適正化計画改定業務委託
- 2 業務場所 江南市全域
- 3 委託期間 自 令和6年 4月 2日
至 令和7年 3月21日
- 4 委託料 金 10,395,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 945,000円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 中央コンサルタンツ株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月 1日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区三丁目22番1号
中央コンサルタンツ株式会社
代表取締役 藤本 博史



入札見積履歴

案件番号 2403192321700613924
調達整理番号 4
案件名称 LGWAN系端末等一式(令和6年度更新分)

最新更新日時 2024.04.01 13:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000287802	昭和リース株式会社 名古屋支店	357,700円		
2	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	419,800円		
3	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	426,700円		
4	2000600401	株式会社JECC	567,800円		
5	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	574,300円		
6	2000554601	株式会社大塚商会 中部支店	辞退		
7	2000405101	FLCS株式会社 中部支店	辞退		

戻る

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と昭和リース株式会社名古屋支店(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項によりLGWAN系端末等一式(令和6年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和6年8月1日から令和12年7月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金393,470円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金35,770円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙機器内訳のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、借受人の指示した場所へ納品し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

（妨害等に対する報告義務等）

第 23 条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

（通知義務）

第 24 条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

（解約権及び損害の賠償）

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書

をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 8 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：名古屋市中区錦 1-6-18

J・伊藤ビル 3F

昭和リース株式会社 名古屋支店

支 店 長 荒 井 一 郎



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613928
調達整理番号 5
案件名称 基幹系端末等一式(令和6年度更新分)

最新更新日時 2024.04.01 13:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	656,490円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	668,600円		

戻る

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と株式会社JECC(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により基幹系端末等一式(令和6年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和6年8月1日から令和12年7月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金722,139円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金65,649円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙機器内訳のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、借受人の指示した場所へ納品し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちなが

ら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

（妨害等に対する報告義務等）

第 23 条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

（通知義務）

第 24 条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

（解約権及び損害の賠償）

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書

をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 3 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：東京都千代田区丸の内 3-4-1

株式会社 J E C C

営業統括本部長 飯 倉 義 一

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月1日 午後2時00分			
業務名	古知野東小学校外9校消防設備点検委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58番地外9			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
有限会社 愛知防災	1,400,000			
共立防災工事 株式会社	1,350,000			決定
株式会社 国益商会	1,430,000			
内外物産 株式会社	1,458,000			
株式会社 防災サービスセンター	1,480,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 古知野東小学校外9校消防設備点検委託
- 2 業務場所 江南市宮後町船渡58番地外9
- 3 委託期間 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日
- 4 委託料金 1,485,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 135,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 共立防災工事株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月1日

委託者 江南市

市長 澤田和延

受託者 江南市大間町新町31
共立防災工事株式会社
代表取締役 永田広光

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月1日 午後1時20分			
業務名	古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58番地外11			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 ジェーケー・サービス	1,200,000			
有限会社 柴田設備	1,150,000			決定
祖父江工業株式会社	1,190,000			
株式会社 ヤジマ	1,180,000			
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	1,250,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 古知野東小学校外11校プール循環ろ過装置点検整備委託
- 2 業務場所 江南市宮後町船渡58番地外11
- 3 委託期間 自 令和6年4月1日
至 令和6年11月29日
- 4 委託料金 金 1,265,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 115,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社 柴田設備との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月1日

委託者 江南市

市長 澤田 和延

受託者 江南市布袋町北213
有限会社 柴田設備
代表取締役 柴田 哲也

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月1日 午後2時00分			
物件名	職員仮眠用寝具借上			
納入場所	江南市赤童子町大堀70番地、江南市安良町八王子121番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社トーカイ 名古屋支店	87,750			落札
株式会社ヤマシタ 小牧営業所	108,000			
株式会社小山商会 名古屋支店	105,300			
小山株式会社 名古屋営業所	辞退			
株式会社ニシワキ	112,050			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という）と株式会社トーカイ名古屋支店（以下「貸付人」という）との間において、次の条項により職員仮眠用寝具借上に関する契約を締結する。

第1条 借受人、貸付人双方は信義と誠実を以て此の契約を履行するものとする。

第2条 借受人が借上する寝具類の1組の仕様は

掛布団	1 枚	枕	1 個
敷布団	1 枚	掛布団カバー	1 枚
枕カバー	3 枚	敷布団カバー	1 枚

とし、品質は貸付人において良心的な寝具類を提供するものとする。

夏季（7～9月）においては、夏布団（カバー付）とする。

第3条 貸付人が借受人のため用意する寝具の組数は、仕様書のとおりとする。

第4条 寝具の借上料金は月額金96,525円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金8,775円）とする。

第5条 貸付人は、貸付料を毎月末日締で借受人に請求をし、借受人は毎月貸付人に支払うものとする。

第6条 借受人は借上期間中、借上寝具の使用については責任を以て管理を行うものとする。

第7条 貸付人は掛布団、敷布団、枕を初回交換を含む年2回、貸付人の責任において補修、消毒及び乾燥を行ない、その他各カバー類は、週1回定期的に洗濯交換を行ない、衛生的かつ清潔な寝具を借受人に供するものとする。

第8条 寝具類の使用場所は借受人の指定場所とし、当該場所までの往復に要する運搬費は貸付人が負担する。

第9条 此の契約に定めなき事項については、借受人と貸付人が協議の上、これを定めるものとする。

第10条 本契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第11条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の契約を証するために、この契約書2通を作成し、当事者が記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

借受人 江南市
市長 澤田 和延

貸付人 名古屋市北区五反田町78
株式会社トーカイ名古屋支店
支店長 沖本 直樹

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和6年 4月 1日			
清掃委託名	浄化槽清掃委託(公園関係)			
業務場所	江南市宮田町本田島322番地 蘇南公園(西)外7			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社大栄工業	1715,760 円	円	円	落札
有限会社ホテイクリーン	1,860,000 円	円	円	
株式会社倉衛工業	1,858,740 円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

※ 上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 浄化槽清掃委託(公園関係)
- 2 業務場所 江南市宮田町本田島322番地 蘇南公園(西)外7
- 3 委託期間 自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日
- 4 委託料 金 1,887,336 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 171,576 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6年 4月 1日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市赤童子町大堀19番地
株式会社大栄工業
代表取締役 佐藤 全宏

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和6年 4月 1日			
業務委託名	布袋下山公園除草等委託			
業務場所	江南市布袋下山町東134番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
一般社団法人愛知高齢者事業団	1,428,000 円	円	円	落札
大澤造園土木株式会社	1,580,000 円	円	円	
村繁造園土木株式会社 江南支店	1,580,000 円	円	円	
岡寄造園	1,850,000 円	円	円	
有限会社豊場造園	1,550,000 円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

※ 上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 布袋下山公園除草等委託
- 2 業務場所 江南市布袋下山町東134番地
- 3 委託期間 自 令和6年 4月1日
至 令和7年 3月31日
- 4 委託料 金 1,570,800 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 142,800 円）
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者一般社団法人愛知高齢者事業団との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6年 4月 1日

委託者
江南市
市長 澤田 和延

受託者
名古屋市中区平和2-2-3
一般社団法人愛知高齢者事業団
代表理事 岡田 大

入札執行調書

執行年月日 令和6年4月1日

業務名	草井保育園外15 空調設備保守委託			
業務場所	江南市草井町若草57番地外15			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
菱和エアコン株式会社	2,900,000			0
松本テクノ株式会社	3,000,000			
株式会社 テクノ菱和 名古屋支店	3,100,000			
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社	辞退者			
菱信工業株式会社 中部支社	3,500,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外15 空調設備保守委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外15

3 委託期間 自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

4 委託料 金 3,190,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 290,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 菱和エアコン株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月1日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 名古屋市熱田区一番2-1-43
菱和エアコン株式会社
代表取締役 櫻本 真巳

入札執行調書

執行年月日 令和6年4月1日

業務名	草井保育園外15園 ごみ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託		
業務場所	江南市草井町若草57番地外15		
氏 名	第1回入札	第2回入札	摘要
(株)紙資源名古屋	8,500		
(株)倉衛工業	7,500		
シバタ(株)	9,000		
大和エンタープライズ株式会社	6,000		○
(株)大栄工業	10,000		

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外15園 ごみ(使用済み紙おむつ)収集運搬委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外15

3 委託期間 自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

4 契約金額

月間収集運搬料金 金 6,600 円(1園当たり)

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 600 円

廃棄物処理手数料 江南丹羽環境管理組合手数料条例に基づき10kgにつき200円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月1日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市上奈良町久保144
大和エンタープライズ株式会社
代表取締役 南村 朋幸

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月1日 午後2時45分			
物件名	グレーチング (1枚あたり)			
納入場所	江南市内の市指定の場所			
規格	江南市マーク入り 240用 T-25			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
江南コンクリート工業株式会社	16720			○落札
篠田株式会社 愛知営業所	16750			
北勢工業株式会社 三重営業所	16800			
株式会社クワケン	16790			
日之出水道機器株式会社 名古屋営業所	16800			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

単価契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 グレーチング(1枚あたり)
(2) 規格、品質 江南市マーク入り 240用 T-25

2 契約単価

金 18,392 円

(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金

免 除

4 契約期間

自 令和 6 年 4 月 2 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

5 納入場所

江南市内の市指定の場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と江南コンクリート工業株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

江南市

発注者

市 長 澤田 和延

受注者

江南市石枕町白山53番地
江南コンクリート工業株式会社
代表取締役 富永 典夫

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月1日 午後2時15分			
物件名	鉄筋コンクリートU字溝蓋 (1枚あたり)			
納入場所	江南市内の市指定の場所			
規格	240用 2種			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
江南コンクリート工業株式会社	3,210			○落札
名成コンクリート株式会社	3,290			
日本コンクリート株式会社	3,310			
ゴトウコンクリート株式会社	3,270			
日之出水道機器株式会社 名古屋営業所	3,270			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

単価契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 鉄筋コンクリートU字溝蓋(1枚あたり)
(2) 規格、品質 240用 2種

2 契約単価 金 3,531 円
(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)

3 契約保証金 免 除

4 契約期間 自 令和 6 年 4 月 2 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

5 納入場所 江南市内の市指定の場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と江南コンクリート工業株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 日

江南市
発注者
市 長 澤田 和延

江南市石枕町白山53番地
受注者 江南コンクリート工業株式会社
代表取締役 冨永 典夫



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613973
調達整理番号 10
案件名称 江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託

最新更新日時 2024.04.02 13:26

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000954400	株式会社プロパティウッド	42,240,000円		
2	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	46,560,000円		
3	2000411400	昭和建物管理株式会社	49,200,000円		
4	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	49,800,000円		
5	2000180900	光洋ビル管理株式会社	53,520,000円		
6	2000138900	日本空調システム株式会社	55,080,000円		
7	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサービス	55,200,000円		
8	2000992500	照建サービス株式会社	55,800,000円		
9	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	56,520,000円		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 江南市スポーツプラザ等総合維持管理委託
- 2 業務場所 江南市高屋町清水 118.番地 江南市スポーツプラザ
- 3 契約期間 自 令和6年4月4日
至 令和7年4月30日

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金46,464,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金4,224,000円)
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社プロパティウッド との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市名東区八前1-104
株式会社プロパティウッド
代表取締役 林 知秀



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613968
調達整理番号 6
案件名称 定周波定電圧装置等一式(令和6年度更新分)

最新更新日時 2024.04.02 09:11

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000600401	株式会社JECC	641,600円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	656,300円		

戻る

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)と株式会社 JECC (以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により定周波定電圧装置等一式(令和6年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和7年2月1日から令和13年1月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金705,760円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金64,160円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和7年1月31日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補

修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得

た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与

している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 5 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：東京都千代田区丸の内 3-4-1

株式会社 J E C C

営業統括本部長 飯 倉 義 一



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613969
調達整理番号 7
案件名称 下般若配水場宿日直業務委託

最新更新日時 2024.04.02 09:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000528700	日本安全警備株式会社	8,873,500円		
2	2000290701	株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	8,880,000円		
3	2000286800	株式会社昌和警備保障	10,143,000円		
4	2000090900	創警管財株式会社	14,000,000円		
5	2000181400	東海警備保障株式会社	15,050,000円		
6	2000902305	総合警備保障株式会社 尾張支社	18,240,000円		
7	2000090300	セコム株式会社	辞退		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 下般若配水場宿日直業務委託
- 2 業務場所 江南市般若町中山146番地
- 3 契約期間 自 令和6年4月4日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 9,760,850 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 887,350 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 日本安全警備株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 日本安全警備株式会社

名古屋市中区平和1-23-17 広栄ビル

代表取締役 谷川 貢



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613970
調達整理番号 8
案件名称 江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託

最新更新日時 2024.04.02 09:40

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000090900	創警管財株式会社	16,473,600円		
2	2000528700	日本安全警備株式会社	18,939,600円		
3	2000181400	東海警備保障株式会社	20,050,000円		
4	2000286800	株式会社昌和警備保障	20,272,000円		
5	2000291700	大日警備保障株式会社	29,027,000円		
6	2000902305	総合警備保障株式会社 尾張支社	36,540,000円		
7	2000090300	セコム株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 江南市本庁舎及び防災センター宿日直業務委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地 (江南市役所及び防災センター)
- 3 契約期間 自 令和6年 4月 4日
至 令和7年 4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年 5月 1日
至 令和7年 4月30日
- 5 委託料 金 18,120,960 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1,647,360 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者創警管財株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月 3日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市東区矢田1-3-33
創警管財株式会社
代表取締役 古橋 茂



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613971
調達整理番号 9
案件名称 本庁舎等管理委託

最新更新日時 2024.04.02 13:06

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	<u>45,582,000円</u>		
2	2000411400	昭和建物管理株式会社	<u>46,320,000円</u>		
3	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサー ビス	<u>46,370,000円</u>		
4	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	<u>46,377,000円</u>		
5	2000089000	株式会社建光社	<u>46,385,000円</u>		
6	2000192400	ビルクリーナー株式会社	<u>46,388,000円</u>		
7	2000603900	タイガー総業株式会社	<u>46,390,000円</u>		
8	2000954400	株式会社プロパティウッド	<u>46,400,000円</u>		
9	2000724900	コニックス株式会社	<u>46,430,000円</u>		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 本庁舎等管理委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所及び防災センター
- 3 契約期間 自 令和6年 4月 4日
至 令和7年 4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年 5月 1日
至 令和7年 4月30日
- 5 委託料 金 50,140,200 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 4,558,200 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月 3日

委託者	江南市
	市長 澤田 和延
受託者	岩倉市中央町1-22 光洋ビル管理株式会社 代表取締役 野牧 久嗣



入札見積履歴

案件番号 2403212321700613974
調達整理番号 11
案件名称 西分庁舎、学校給食センター清掃委託

最新更新日時 2024.04.02 13:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	5,910,000円		
2	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサービス	6,200,000円		
3	2000089000	株式会社建光社	6,270,000円		
4	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	6,290,000円		
5	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	6,300,000円		
6	2000603900	タイガー総業株式会社	6,350,000円		
7	2000291100	株式会社ニック	6,360,000円		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 西分庁舎、給食センター清掃委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀99番地外2
- 3 契約期間 自 令和6年4月4日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金6,501,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金591,000円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 愛知県岩倉市中央町1丁目22番地
光洋ビル管理株式会社
代表取締役 野牧 久嗣
電話岩倉(0587)37-5916番

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月2日 午前 10時15分				
物件名	広報こうなん				
納入場所	市が指定する場所				
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要	
坪内印刷工業株式会社	13,539,164			◎落札	
合同会社パトス	16,521,380				
有限会社つるみ印刷	17,760,660				
株式会社光成社	15,787,068				
佐々印刷	-事前辞退	 	 		

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

印刷製本単価契約書

- 1 物件名 広報こうなん
- 2 契約単価 2色刷り 1頁あたり 金0.836円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 0.076円)
4色刷り 1頁あたり 金1.023円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 0.093円)
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和6年 5月号
至 令和7年 4月号
- 5 納入場所 市が指定する場所

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者坪内印刷工業株式会社との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 住所 愛知県江南市村久野町富士塚195番地
坪内印刷工業株式会社
氏名 代表取締役 坪内正幸

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月2日 午前 10時30分			
物 件 名	再生PPC用紙A3判			
納 入 場 所	江南市役所2階印刷室、江南市布袋駅東複合公共施設2階			
氏 名	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	摘 要
株式会社吉村化工	3,300-			
株式会社岸五	3,270-			◎落札
中部事務機株式会社尾張支店	3,450-			
有限会社富田文溪堂江南支店	3,390-			
ハマヤ	3,360-			
ニワセイ	事前辞退			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

単価契約書

- 品名
規格、品質 再生PPC用紙A3判
別添仕様書のとおり
- 納入場所 江南市役所、江南市布袋駅東複合公共施設
- 契約期間 自 令和6年4月4日
至 令和7年3月31日
- 契約単価 1箱あたり 金 3,564 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 324円)
- 契約保証金 免除

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社岸五(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者

愛知県江南市木質本郷町西6番地の1
株式会社 岸 五
代表取締役 岸 信勝
TEL(0587)56-2500

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月2日 午前 10時45分			
物件名	再生PPC用紙A4判			
納入場所	江南市役所2階印刷室、江南市布袋駅東複合公共施設2階			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
株式会社吉村化工	2,750-			◎落札
株式会社岸五	3,000-			
中部事務機株式会社尾張支店	3,200-			
有限会社富田文溪堂江南支店	2,950-			
ハマヤ	3,100-			
ニワセイ	事前辞退			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

単価契約書

- 品名
規格、品質 再生PPC用紙A4判
別添仕様書のとおり
- 納入場所 江南市役所、江南市布袋駅東複合公共施設
- 契約期間 自 令和6年4月4日
至 令和7年3月31日
- 契約単価 1箱あたり 金 3,025 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 275円)
- 契約保証金 免除

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社吉村化工(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者

愛知県江南市前飛保町寺町113
株式会社吉村化工
代表取締役 吉田勝泰

2024年04月03日 09時10分



入札見積履歴

案件番号 2403222321700614036
調達整理番号 12
案件名称 消防庁舎、交通児童遊園清掃委託

最新更新日時 2024.04.03 09:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000180900	光洋ビル管理株式会社	5,085,000円		
2	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	5,300,000円		
3	2000954400	株式会社プロパティウッド	5,350,000円		
4	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	5,370,000円		
5	2000089000	株式会社建光社	5,382,000円		
6	2000192400	ビルクリーナー株式会社	5,388,000円		
7	2000138900	日本空調システム株式会社	6,000,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 消防庁舎、交通児童遊園清掃委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀70番地外2
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金5,593,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金508,500円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者光洋ビル管理株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 愛知県岩倉市中央町1丁目22番地
光洋ビル管理株式会社
代表取締役 野 牧 久 嗣
電話岩倉(0587)37-5916番



入札見積履歴

案件番号 2403222321700614038

調達整理番号 13

案件名称 両配水場清掃委託

最新更新日時 2024.04.03 09:17

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	2,360,000円		
2	2000089000	株式会社建光社	2,800,000円		
3	2000954400	株式会社プロパティウッド	2,820,000円		
4	2000992500	照建サービス株式会社	2,940,000円		
5	2000724900	コニックス株式会社	3,050,000円		
6	2000411400	昭和建物管理株式会社	3,084,000円		
7	2000291100	株式会社ニック	3,200,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 両配水場清掃委託
- 2 業務場所 江南市般若町中山146番地 外1
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 2,596,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 236,000 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社アース名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社アース名古屋支店

名古屋市瑞穂区松栄町2-6-1-308

支店長 鈴木 大介



入札見積履歴

案件番号 2403222321700614039
調達整理番号 14
案件名称 布袋ふれあい会館清掃委託

最新更新日時 2024.04.03 09:51

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	6,000,000円		
2	2000724900	コニックス株式会社	6,800,000円		
3	2000411400	昭和建物管理株式会社	6,950,000円		
4	2000958601	株式会社アース 名古屋支店	7,000,000円		
5	2000992500	照建サービス株式会社	7,000,000円		
6	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	7,250,000円		
7	2000546800	セクダム株式会社	7,800,000円		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 布袋ふれあい会館清掃委託
- 2 業務場所 江南市布袋町東359番地
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料金 金6,600,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金600,000円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者新生ビルテクノ株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館12階
新生ビルテクノ株式会社名古屋支店
支店長 前場 悟



入札見積履歴

案件番号 2403222321700614040
調達整理番号 15
案件名称 環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所清掃委託

最新更新日時 2024.04.03 09:55

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000831401	新生ビルテクノ株式会社 名古屋支店	4,680,000円		
2	2000089000	株式会社建光社	4,980,000円		
3	2000299501	太平ビルサービス株式会社 名古屋支店	5,000,000円		
4	2000992500	照建サービス株式会社	5,350,000円		
5	2005554000	株式会社東海ダイケンビルサービス	5,720,000円		
6	2000546800	セクダム株式会社	5,800,000円		
7	2000180900	光洋ビル管理株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

1. 業務名 環境事業センター、学習等供用施設、公民館、休日急病診療所
清掃委託
2. 業務場所 江南市和田町旭181番地外8
3. 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
4. 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
5. 委託料 金5,148,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金468,000円
6. 契約保証金 免除
7. 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について
減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者新生ビルテクノ株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市

市長 澤田 和延

受託者

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
名古屋三井ビルディング本館12階

新生ビルテクノ株式会社名古屋支店

支店長 前 場 悟
電話 052-562-0090(代表)



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614101
調達整理番号 17
案件名称 水道施設警備委託

最新更新日時 2024.04.03 13:22

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000090300	セコム株式会社	4,140,000円		
2	2000902305	総合警備保障株式会社 尾張支社	4,188,000円		
3	2000181400	東海警備保障株式会社	36,000,000円		
4	2000528700	日本安全警備株式会社	辞退		
5	2000031501	株式会社セノ 名古屋支社	辞退		

戻る

警備業務委託契約書

- 1 業務名 水道施設警備委託
- 2 業務場所 江南市後飛保町西町35番地 外9
- 3 契約期間 自 令和 6年 4月 5日
至 令和11年 4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和 6年 5月 1日
至 令和11年 4月30日
- 5 委託料 金 4,554,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 414,000 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市水道事業と受託者 セコム株式会社との間に別添条項等により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6年 4月 4日

委託者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受託者 東京都渋谷区神宮前1-5-1
セコム㈱
代表取締役社長 尾関 一郎



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614098
調達整理番号 16
案件名称 配水場運転管理及び水源地等採水検査委託

最新更新日時 2024.04.03 13:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000290701	株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター	<u>26,640,000円</u>		
2	2000291602	アイテック株式会社 名古屋支店	<u>27,300,000円</u>		
3	2000180301	株式会社ファノバ 中部支店	<u>28,600,000円</u>		
4	2000403500	株式会社エステム	<u>31,000,000円</u>		
5	2001001700	寿美工業株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 配水場運転管理及び水源地等採水検査委託
- 2 業務場所 江南市般若町中山146 外30
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 29,304,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 2,664,000 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンターとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社ウォーターエージェンシー 愛知オペレーションセンター
名古屋市守山区新守町154
センター長 水野 明



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614104
調達整理番号 18
案件名称 電気保安全管理委託

最新更新日時 2024.04.03 13:34

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2002611800	日電サービス株式会社	1,380,000円		
2	2005049600	株式会社エネテク	辞退		
3	2001057700	株式会社電気管理者連合	未受領		
4	2000686300	株式会社エレックス極東	辞退		
5	2000301914	一般財団法人中部電気保安協会 小牧営業所	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 電気保安管理委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地 外7
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 1,518,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 138,000円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 日電サービス株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市

市長 澤田 和延

受託者 名古屋市西区名西二丁目33番10号
日電サービス株式会社
代表取締役 中村 幸男



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614106
調達整理番号 19
案件名称 両配水場電気保安委託

最新更新日時 2024.04.03 13:49

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005049600	株式会社エネテグ	1,062,600円		
2	2002611800	日電サービス株式会社	辞退		
3	2001057700	株式会社電気管理者連合	未受領		
4	2000686300	株式会社エレックス極東	辞退		
5	2000301914	一般財団法人中部電気保安協会 小牧営業所	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 両配水場電気保安委託
- 2 業務場所 江南市般若町中山146番地 外1
- 3 契約期間 自 令和6年4月5日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 1,168,860 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 106,260 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 株式会社エネテク との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

委託者 江南市水道事業

江南市長 澤田 和延

受託者 株式会社エネテク

小牧市大字間々27-1

代表取締役 谷川 貢

入札執行調書

執行年月日 令和6年4月3日

業務名	交通児童遊園 外15 空調設備保守委託			
業務場所	江南市木賀町大門19番地 外15			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
菱信工業(株)中部支社	1,376,000			
松本テクノ(株)	1,600,000			
(有)コーナン冷機	1,170,000			○
三菱電機ビルソリューションズ(株)中部支社	終了			
菱和エアコン(株)	1,490,000			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 交通児童遊園 外15 空調設備保守委託

2 業務場所 江南市木賀町大門19番地 外15

3 委託期間 自 契約日の翌日

至 令和7年3月31日

4 委託料 金 1,287,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 117,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 (有)コーナン冷機との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月3日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 江南市村久野町宮出35番地
(有)コーナン冷機
取締役 森 祐司



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614123
調達整理番号 20
案件名称 市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓

最新更新日時 2024.04.04 09:09

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000760501	アプロ通信株式会社 中部支社	47,000,000円		
2	2000206400	電研コテム株式会社	48,500,000円		
3	2000176400	朝日電気工業株式会社	50,500,000円		
4	2000996700	中央電気工事株式会社	51,800,000円		
5	2000544900	名鉄Eエンジニア株式会社	53,300,000円		

[戻る](#)

売買仮契約書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓
 - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
 - (3) 数量 1式

- 2 契約金額 金51,700,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金4,700,000円

- 3 契約保証金 免除

- 4 納入期限 令和7年2月28日

- 5 納入場所 江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）とアプロ通信株式会社 中部支社（以下「受注者」という。）との間に別途条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和6年4月5日

発注者 江南市
市長 澤田和延

受注者 清須市春日五反地18
アプロ通信株式会社 中部支社
支社長 長尾昭人



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614124
調達整理番号 21
案件名称 草井保育園外15園 油脂分離槽清掃委託

最新更新日時 2024.04.04 09:21

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000689300	株式会社尾張クリーンパイプ	2,150,000円		
2	2000420000	五曠建設株式会社	2,190,000円		
3	2000292801	株式会社朝日管清興業 名古屋支店	2,200,000円		
4	2000542400	中日コプロ株式会社	2,280,000円		
5	2000184700	株式会社新栄重機	2,350,000円		

戻る

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 草井保育園外15園 油脂分離槽清掃委託

2 業務場所 江南市草井町若草57番地外15

3 委託期間 自 令和6年4月6日

至 令和7年3月31日

4 委託料 金 2,365,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 215,000 円

5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社尾張クリーンパイプとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

委託者 江 南 市
市 長 澤田 和延

受託者 小牧市間々原新田1053
株式会社尾張クリーンパイプ
代表取締役 坂本 泰之



入札見積履歴

案件番号 2403252321700614125
調達整理番号 22
案件名称 空調設備保守点検委託

最新更新日時 2024.04.04 09:36

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000786601	株式会社テクノ菱和 名古屋支店	1,400,000円		
2	2004388700	有限会社コーナン冷機	1,500,000円		
3	2000541600	松本テクノ株式会社	1,580,000円		
4	2001051001	川崎設備工業株式会社 中部支社	1,600,000円		
5	2000989301	株式会社日立ビルシステム 中部支社	辞退		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 空調設備保守点検委託
- 2 業 務 場 所 江南市赤童子町大堀70番地、江南市安良町八王子121番地
- 3 委 託 期 間 自 令 和 6 年 4 月 6 日
至 令 和 7 年 4 月 30 日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令 和 6 年 5 月 1 日
至 令 和 7 年 4 月 30 日
- 5 委 託 料 金1,540,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金140,000 円

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社テクノ菱和 名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令 和 6 年 4 月 5 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 名古屋市熱田区一番2丁目1番43号
氏名 株式会社テクノ菱和 名古屋支店
執行役員支店長 水野 則康



入札見積履歴

案件番号 2403262321700614170
調達整理番号 23
案件名称 江南市給食従事職員等検便委託

最新更新日時 2024.04.04 09:51

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005904801	株式会社スペック 名古屋営業所	154.00円		
2	2000264400	株式会社中京臨床検査センター	200.00円		
3	2000513701	株式会社静環検査センター 名古屋支店	1,000.00円		
4	2000514000	一般財団法人名古屋公衆医学研究所	1,000.00円		
5	2000515301	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 名古屋営業所	辞退		

戻る

業務委託単価契約書

- 1 業務名 江南市給食従事職員等検便委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 委託単価 自 令和6年4月8日
至 令和7年3月31日
- 4 委託単価 金 169.4 円
(委託単価は、消費税及び地方消費税の額 金 15.4 円を含むものである。)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と 受託者 株式会社スペック名古屋営業所との間に別添約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和6年 4月 5日

委託者 江南市長
澤田 和延

受託者 住所 名古屋市北区楠味鋺5-916
氏名 株式会社スペック名古屋営業所
代表取締役 田中 達也



入札見積履歴

案件番号 2403262321700614173
調達整理番号 24
案件名称 プール薬剤

最新更新日時 2024.04.04 13:24

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000187200	山本薬品産業株式会社	3,691,215.00円		
2	2000726801	中部化成薬品株式会社 名古屋支店	3,864,960.00円		
3	2000417801	中部クリーン株式会社 名古屋営業所	4,127,343.00円		
4	2000725401	東海物産株式会社 名古屋支店	4,323,726.00円		
5	2000809101	中北薬品株式会社 一宮支店	辞退		

[戻る](#)

単価契約書

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 品名 | プール薬剤 (単価契約) |
| 2 規格、品質 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 契約単価 | 別紙仕様書のとおり |
| 4 契約保証金 | 免除 |
| 5 契約期間 | 自 令和6年4月5日
至 令和6年10月31日 |
| 6 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |

上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）山本薬品産業株式会社（以下「受注者」という。）との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月4日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 住所 名古屋市中村区日比津町1-10-15
氏名 山本薬品産業株式会社
代表取締役 山本 芳裕

プール薬剤明細書

①プール殺菌・消毒剤（持続型）の単価	1,265円/袋
②プール殺菌・消毒剤（速攻型）の単価	847円/袋
③プール除藻・防藻剤の単価	2,662円/袋
④粉末硫酸バンド（粉末硫酸アルミニウム）の単価	4,400円/袋
⑤次亜塩素酸ナトリウムの単価	2,484円/缶
⑥ポリ塩化アルミニウム（PAC）の単価	3,124円/缶

※上記の単価は消費税及び地方消費税を含みます。



入札見積履歴

案件番号 2403262321700614182
調達整理番号 25
案件名称 児童・生徒検尿委託

最新更新日時 2024.04.04 13:30

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000264400	株式会社中京臨床検査センター	120.00円		
2	2000514000	一般財団法人名古屋公衆医学 研究所	300.00円		
3	2000513701	株式会社静環検査センター 名 古屋支店	1,000.00円		
4	2005904801	株式会社スペック 名古屋営業 所	辞退		
5	2000515301	一般財団法人岐阜県公衆衛生 検査センター 名古屋営業所	辞退		

戻る

業務委託単価契約書

- 1 業務名 児童・生徒検尿委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 業務期間 自 令和6年4月5日
至 令和6年7月31日
- 4 契約金額 金 132 円

契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。

- 5 契約保証金 免除
- 6 業務場所 江南市立各小中学校

上記の業務について、委託者江南市と受託者 株式会社中京臨床検査センターとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 名古屋市東区豊前町2-21番地-3
氏名 株式会社中京臨床検査センター
代表取締役 日比野 鉄蔵



入札見積履歴

案件番号 2403262321700614184
調達整理番号 26
案件名称 次亜塩素酸ナトリウム

最新更新日時 2024.04.04 13:40

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000178800	共立機巧株式会社	97.00円		
2	2000181502	林六株式会社 名古屋営業所	106.00円		
3	2000417801	中部クリーン株式会社 名古屋 営業所	108.00円		
4	2000187200	山本薬品産業株式会社	110.00円		
5	2000403400	名エン株式会社	112.00円		

[戻る](#)

単価契約書

1. 品名及び規格、品質

(1) 品名 次亜塩素酸ナトリウム

(2) 規格、品質 ローリー 1kg

水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第16号に定める基準に適合し、日本水道協会規格の水道用次亜塩素酸ナトリウム「JWWA K 120:2008」の品質一級で、下表に適合する製品とする。

項目	単位	規格
有効塩素	%	12 以上
塩素酸	mg/kg	4000 以下
臭素酸	mg/kg	50 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
比重(20℃)		1.16 以下
塩化ナトリウム	%	4 以下

2. 契約単価 金 104.76 円/kg

契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

3. 契約保証金 免除

4. 契約期間 自 令和6年4月9日
至 令和7年3月31日

5. 納入場所 江南市般若町中山146番地
江南市後飛保町西町35

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と 共立機巧株式会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月8日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中村区岩塚本通3-3
共立機巧株式会社
代表取締役 西田 憲司

2024年04月04日 14時11分



入札見積履歴

案件番号 2403262321700614188
調達整理番号 27
案件名称 会議録作成委託

最新更新日時 2024.04.04 14:11

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000059600	名北ワード株式会社	4,075,920.00円		
2	2000097901	株式会社大和速記情報センター 名古屋営業所	4,157,200.00円		
3	2000405200	株式会社会議録研究所	4,468,240.00円		
4	2005048800	西都速記株式会社	未受領		
5	2001134100	株式会社東海文書処理	未受領		

戻る

業務委託単価契約書

1. 業務名 会議録作成委託
2. 業務場所 江南市役所 議会事務局 議事課
3. 委託期間 自 令和6年 4月 4日
至 令和7年 3月31日
4. 契約の仕様 別紙仕様書のとおり
5. 委託単価

(1) 江南市議会本会議（定例会及び臨時会）

会議時間1時間につき 金 17,380円 (30分以下の部分については半額)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,580円)

会議録1頁につき 金 15.4円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1.4円)

(2) 江南市議会の委員会及び協議会等

会議時間1時間につき 金 17,380円 (30分以下の部分については半額)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,580円)

6. 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者名北ワード株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月 4日

委託者 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田和延

受託者 岐阜県各務原市鵜沼羽場町5丁目176番地
名北ワード株式会社
代表取締役 星川俊輔

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月4日 午前9時30分			
物件名	古知野東小学校外13校児童・生徒用机及び椅子			
納入場所	江南市宮後町船渡58番地外13			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 岸五	4,194,700			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	3,868,660			決定
ニワセイ	4,132,000			
ハマヤ	3,881,200			
株式会社 吉村化工	4,356,100			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 古知野東小学校外13校児童・生徒用机及び椅子
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり

- 2 契 約 金 額 金 4, 2 5 5, 5 2 6 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 3 8 6, 8 6 6 円

- 3 契 約 保 証 金 免 除

- 4 納 入 期 限 令和6年6月21日

- 5 納 入 場 所 江南市宮後町船渡58番地外13

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と有限会社 富田文溪堂 江南支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

発注者 江南市
市長 澤田 和 延

受注者 江南市南山町西100
有限会社 富田文溪堂 江南支店
代表取締役 富田 正仁

2024年04月05日 09時11分



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614210
調達整理番号 28
案件名称 一般廃棄物最終処分場ごみ選別等委託

最新更新日時 2024.04.05 09:11

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000263600	松山建設株式会社	16,145,000円		
2	2000172000	石国建設株式会社	16,150,000円		
3	2000505400	株式会社林本組	16,155,000円		
4	2000678801	昭和土建株式会社 江南支店	16,160,000円		
5	2004399200	株式会社林本建設	16,160,000円		
6	2000401900	株式会社永井組	16,170,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 一般廃棄物最終処分場ごみ選別等委託
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 業務場所 江南市小杣町鴨ヶ池305番地
江南市一般廃棄物最終処分場
- 4 委託期間 自 令和6年6月1日
至 令和7年3月31日
- 5 委託料 金17,759,500円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,614,500円

- 6 契約保証金 免除

上記の委託について、委託者江南市と受託者 松山建設株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市後飛保町高瀬122番地
松山建設株式会社
代表取締役 青山 元造



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614211
調達整理番号 29
案件名称 江南市ごみ処理基本計画改訂委託

最新更新日時 2024.04.05 09:18

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001045101	アジア航測株式会社 名古屋支店	5,600,000円		
2	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	7,000,000円		
3	2000996601	株式会社オオバ 名古屋支店	7,100,000円		
4	2000979601	株式会社パスコ 名古屋支店	辞退		
5	2000418200	中央コンサルタンツ株式会社	辞退		

[戻る](#)

委託契約書

- 1 委託名 江南市ごみ処理基本計画改訂委託
- 2 委託場所 経済環境部環境課
- 3 委託期間 自 契約締結の翌日
至 令和7年3月28日
- 4 委託料 金6,160,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金560,000円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者アジア航測株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月10日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 住所 名古屋市北区大曾根 3-15-58
氏名 アジア航測株式会社 名古屋支店
支店長 秦 芳和



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614230
調達整理番号 30
案件名称 量水器(φ13)改造

最新更新日時 2024.04.05 09:36

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	870.00円		
2	2000364500	柏原計器工業株式会社	880.00円		
3	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	960.00円		
4	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	1,150.00円		
5	2000209601	東洋計器株式会社 名古屋支店	1,300.00円		
6	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	1,550.00円		

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
(1) 品名 量水器φ13 (改造)
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金957円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和6年4月16日
至 令和7年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地 (下般若配水場)

上記物品について、江南市（以下「発注者」という。）と株式会社阪神計器製作所 西宮支店（以下「受注者」という。）との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 兵庫県西宮市中島町9-10
氏名 株式会社阪神計器製作所 西宮支店
支店長 前田 英俊



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614231
調達整理番号 31
案件名称 量水器(φ13)大改造

最新更新日時 2024.04.05 09:56

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	1,600.00円		
2	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	1,650.00円		
3	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	1,720.00円		
4	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	1,740.00円		
5	2000209601	東洋計器株式会社 名古屋支店	1,840.00円		
6	2000364500	柏原計器工業株式会社	1,900.00円		

戻る

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 量水器φ13 (大改造)
 - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 2 契約単価 金1,760円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和6年4月16日
至 令和7年3月31日
- 5 納入場所 江南市般若町中山146番地 (下般若配水場)

上記物品について、江南市 (以下「発注者」という。) とアズビル金門株式会社 名古屋支店 (以下「受注者」という。) との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 名古屋市中区錦二丁目14番19号
氏名 アズビル金門株式会社 名古屋支店
支店長 山本 俊一



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614232
調達整理番号 32
案件名称 量水器(φ20)新品

最新更新日時 2024.04.05 13:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000209601	東洋計器株式会社 名古屋支店	3,220.00円		
2	2000364500	柏原計器工業株式会社	3,240.00円		
3	2000264301	株式会社ニッコク 名古屋支店	3,340.00円		
4	2000754801	愛知時計電機株式会社 名古屋支店	3,350.00円		
5	2000274601	アズビル金門株式会社 名古屋支店	3,400.00円		
6	2000256102	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	3,450.00円		

単 価 契 約 書

- 品名及び規格、品質
(1) 品名 量水器φ20 (新品)
(2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
- 契約単価 金3,542円
契約単価は、消費税及び地方消費税を含むものである。
- 契約保証金 免除
- 契約期間 自 令和6年4月16日
至 令和7年3月31日
- 納入場所 江南市般若町中山146番地 (下般若配水場)

上記物品について、江南市 (以下「発注者」という。) と東洋計器株式会社 名古屋支店 (以下「受注者」という。) との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 住所 名古屋市中川区澄池町16番14号
氏名 東洋計器株式会社 名古屋支店
支店長 小林 和寛



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614315
調達整理番号 34
案件名称 Microsoft包括ライセンス

最新更新日時 2024.04.05 13:41

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000286501	富士電機ITソリューション株式会社 中部事業本部	5,492,250円		
2	2000961401	株式会社フューチャーイン	5,609,574円		
3	2005900601	株式会社日本ビジネス開発 名古屋事業所	未受領		
4	2002434701	中部事務機株式会社 尾張支店	辞退		
5	2000721301	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	辞退		

戻る

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 Microsoft包括ライセンス
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契約金額 金 6,041,475 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 549,225 円
- 3 契約保証金 免 除
- 4 納入期限 令和6年7月31日
- 5 納入場所 江南市宮後町船渡58番地外14

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と富士電機ITソリューション株式会社 中部事業本部(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月8日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中区新栄1-5-8
富士電機ITソリューション株式会社 中部事業本部
本部長 渡辺 和弥



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614316
調達整理番号 35
案件名称 ページプリンタ用トナーカートリッジ

最新更新日時 2024.04.16 14:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000619602	NECフィールドディング株式会社 中部支社名古屋支店	7,294,120.00円		
2	2000961401	株式会社フューチャーイン	9,911,400.00円		
3	2002434701	中部事務機株式会社 尾張支店	辞退		
4	2000785600	教育産業株式会社	辞退		
5	2000721301	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	辞退		

[戻る](#)

単 価 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品名 ページプリンタ用トナーカートリッジ
 - (2) 規格、品質 単価明細書の通り
- 2 契約単価 単価明細書の通り
(契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。)
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 自 令和 6年 4月10日
至 令和 7年 3月31日
- 5 納入場所 江南市赤童子町大堀90番地 江南市役所 電子計算室

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)とNECフィールドディング株式会社中部支社 名古屋支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6年 4月 9日

発注者 江南市赤童子町大堀90
江 南 市
市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市北区城見通3丁目5番
NECフィールドディング株式会社
中部支社 名古屋支店
名古屋支店長 山崎 直宏

単価明細書

物件名：ページプリンタ用トナーカートリッジ

品名	型名	備考	単価
NEC N3974-01 用 トナーキット	EF-3468	純正品	¥16,500
NEC N3974-01 用 PC カートリッジ	EF-3469	純正品	¥61,875
NEC MultiWriter3M550 用 トナーカートリッジ	PR-L3M550-12 もしくは 同等品	環境循環型	¥20,900
NEC MultiWriter3M550 用 ドラムカートリッジ	PR-L3M550-31	純正品	¥15,477
NEC MultiWriter8700 用 トナーカートリッジ	PR-L8700-65 もしくは 同等品	環境循環型	¥21,120
NEC MultiWriter8700 用 ドラムカートリッジ	PR-L8700-31	純正品	¥15,554
NEC MultiWriter5350 用 トナーカートリッジ	PR-L5350-11	純正品	¥9,856
NEC MultiWriter5350 用 ドラムカートリッジ	PR-L5350-31	純正品	¥15,554
NEC MultiWriter4700 用 トナーカートリッジ	PR-L4700-12	純正品	¥24,332
NEC MultiWriter4700 用 ドラムカートリッジ	PR-L4700-31	純正品	¥54,978

※ 契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月5日 午後3時00分			
物件名	カラス除けネット			
納入場所	江南市和田町旭181 江南市環境事業センター			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
東海物産株式会社 名古屋支店	1,237,500			
中部化成薬品株式会社 名古屋支店	1,140,000			落札
株式会社日比研究所	1,200,000			
川正商店	1,250,000			
東洋化工機株式会社	1,275,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 カラス除けネット
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契約金額 金 1,254,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 114,000円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 別添仕様書のとおり

5 納入場所 別添仕様書のとおり

上記物品の製造請負について、発注者 江南市と受注者 中部化成薬品株式会社名古屋支店 との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 住 所 名古屋市北区田幡二丁目10番11号
氏 名 中部化成薬品株式会社名古屋支店
支店長 横山 政志

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月5日 14時30分			
物件名	江南市指定可燃ごみ収集袋			
納入場所	江南商工会館 外5			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
川正商店	39,656,000			
吉田ビニール専門店	39,168,600			
中部化成薬品株式会社 名古屋支店	37,256,600			
株式会社日比研究所	34,281,600			落札
株式会社吉村化工	38,734,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

契 約 書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品 名 江南市指定可燃ごみ収集袋
- (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
- (3) 数 量 別添仕様書のとおり

2 契約金額 金 37,709,760円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,428,160円

3 契約保証金 免 除

4 納入期限 別添仕様書のとおり

5 納入場所 別添仕様書のとおり

上記物品の製造請負について、江南市(以下「発注者」という。)と株式会社日比研究所(以下「受注者」という。)との間に別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月5日

発注者 江南市
市 長 澤田 和延

受注者 名古屋市中川区富田町千音寺字間渡里2865
株式会社日比研究所
代表取締役 櫻井 敏博

入札執行調書

執行年月日 令和6年4月9日

業務名	放課後児童支援員補助業務（単価契約/時間）			
業務場所	江南市布袋下山町南50番地1 布袋学童保育所(本室) 外12施設のうち市が指定する児童放課後健全育成施設			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
パーソルテンプスタッフ㈱ 中部BPOサービス部	2,100			○
㈱ニッソーネット	辞退			
㈱ヒューマントラスト 営業本部	辞退			
㈱はな保育	2,500			
㈱朝日エンジニアリング名古屋営業所	辞退			
㈱アスカクリエート名古屋支店	2,250			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

労働者派遣基本契約書

パーゾルテンプスタッフ株式会社

- 6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - 7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - 8) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
 4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならない。
 5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
 6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第15条 (派遣労働者の個人情報の保護)

1. 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限る。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び紹介予定派遣において許されている範囲である場合又は他の法律に定めのある場合には、この限りではない。
2. 甲及び乙は、本業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第16条 (機密保持)

1. 乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密、個人情報、その他甲における業務遂行に関し知り得た事項を、正当な理由なく他人に漏洩してはならない。
2. 乙は、派遣労働者その他の乙の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

第17条 (損害賠償)

1. 乙の派遣労働者が、派遣契約に定める業務の遂行において、故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、乙は甲に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者(以下、「指揮命令者等」という。)の派遣労働者に対する指揮命令(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む)により生じたと認められる場合及び、派遣契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2. 前項の場合において、その損害が、乙の派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令との双方に起因するときには、甲乙協議し損害の負担割合を定める。
3. 甲は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、乙に書面で通知する。

第18条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新し、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された派遣契約については、本契約が派遣契約の有効期間中適用される。

第19条 (合意管轄)

本契約、覚書及び派遣契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とする。

第20条 (旧契約の解除等)

本契約の締結をもって、甲と乙との間で既に締結している労働者派遣に関する基本契約(以下、「旧契約」という。)を合意解除する。なお、旧契約に基づき現在締結中の派遣契約については、本契約の各条項を適用する。

第21条 (協議事項)

本契約の各条項に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議し円満に解決する。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者各自記名捺印し各1通宛これを保有する。

令和6年4月9日

派遣先(甲)

江南市赤童子町大堀領番地

江南市長 澤田和延

派遣元(乙)

〒151-0053

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

パーソルテンプスタッフ株式会社

代表取締役 木村 和成

(労働者派遣事業許可番号：派13-010026)

労働者派遣契約書

台帳番号 10002910347-001

派遣先と派遣元とは、次の就業条件をもとに、労働者派遣契約を定めるものとします。

派遣先	名称	江南市 子育て支援課 放課後児童支援グループ		
	就業場所	〒483-8701 愛知県江南市 赤童子町大堀90	TEL: 0587-54-1111	
	派遣先事業所名	愛知県江南市		
	派遣先組織単位	子育て支援課 放課後児童支援グループ	派遣先組織単位長職名	課長
	派遣先責任者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様
	苦情申出先	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様
指揮命令者	子育て支援課 放課後児童支援グループ グループリーダー	TEL: 0587-54-1111	様	
派遣条件	業務内容	軽作業 江南市内学童保育所（室）における支援員の補助業務等		
	責任の程度	役職なし		
	派遣期間	2024年 7月20日～2024年 8月31日		
	就業時間	別で定める勤務表を適用する。 時間外労働 有 法定時間外労働は1日15時間（フレックスタイム制度適用者を除く）、1ヶ月45時間、1年360時間の範囲内		
	就業曜日	別に定める勤務表を適用する。		3日/週 派遣人員 1人
	休日	火土日祝 （別に定める勤務表を適用する） 法定休日含む休日労働有（法定休日労働は月2回まで）		
	安全衛生	労働安全衛生法その他関係法令の定めに従い、各自必要な措置をとる。 情報機器操作の場合は、連続作業1時間を超えないよう、10～15分の休止を与える。		
	福利厚生	派遣先は、派遣先の労働者が通常利用している施設等の利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずる。 該当施設等がある場合は、上段に記載する。		
	派遣料金（税抜）	時間単価 2,100円/	時間外 2,625円	休日かつ深夜 3,150円
			休日 2,625円	深夜かつ時間外 3,150円
		深夜(22:00～29:00) 2,625円	法定休日かつ深夜 3,360円	
		法定休日 2,835円		
	週40時間超加算単価 525円	時間外月60時間超加算単価 525円		
支払条件	当月末日締 翌月末日迄銀行振込 左記支払条件をご確認の上、相違がありましたらご連絡ください。			
苦情処理の方法・連絡体制等	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 派遣元が派遣労働者から苦情の申出を受けた時は、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 派遣先及び派遣元は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともにその結果について必ず派遣労働者に通知するものとする。 			
派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先は専ら派遣先に起因する事由による労働者派遣契約の中途解除は出来ないものとする。但し、あらかじめ1ヶ月以上の猶予期間をもって派遣元に書面にて解除の申し入れを行い、派遣元の合意を得た場合はこの限りではない。 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除の申し入れに対し派遣元から請求があったときは、解除を行おうとする理由を明示するものとする。 派遣先と派遣元は、労働者派遣契約の中途解除を行った場合、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。 派遣先は、労働者派遣契約の中途解除にあたって、新たな就業機会の確保ができない場合、少なくとも派遣元に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の額以上の損害の賠償を行うこと。 			

派遣元	住所	〒 485-0029 愛知県小牧市 中央1-260 名鉄小牧ホテル	
	派遣元責任者	パーソルテンプスタッフ株式会社 小牧オフィス マネージャー	TEL: 0568-74-4671 許可番号 派 13-010026
	苦情申出先	小牧オフィス マネージャー	TEL: 0568-74-4671
派遣先が雇用する場合の紛争防止措置	派遣先が派遣労働者を直接雇用しようとする場合、派遣元に通知し協議の上職業紹介又は紹介予定派遣契約を締結し契約の定めに基づき対応する。派遣元は派遣労働者に対し職業紹介を行うなど直接雇用実現に努める。		
備考欄	派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定しない。 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定する 業務の遂行に必要な能力を付与するために実施する教育訓練（派遣法第40条第2項）について、派遣先は訓練を実施する等必要な措置を講じる。		

本契約は契約書記載内容に基づくものとさせていただきます。なお契約書記載内容をご確認いただき、契約内容に相違などございましたら、契約開始より一週間以内に弊社担当オフィスまでご連絡ください。



入札見積履歴

案件番号 2403292321700614518
調達整理番号 36
案件名称 道路草刈委託(1)

最新更新日時 2024.04.10 09:10

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000401900	株式会社永井組	2,000,000円		
2	2000505400	株式会社林本組	2,030,000円		
3	2000943000	永井建設工業株式会社	2,050,000円		
4	2004399200	株式会社林本建設	2,050,000円		
5	2000324100	伊神工業株式会社	2,060,000円		

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務名 道路草刈委託（1）
- 2 業務場所 草井町地内
- 3 委託期間 自 令和 6 年 4 月 12 日
至 令和 6 年 11 月 15 日
- 4 委託料 金 2,200,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 200,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社永井組との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6 年 4 月 11 日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市草井町西7
株式会社永井組
代表取締役 永井 義康

入札執行調書

執行年月日	令和6年4月10日(水)
物件名	コピー機借上
設置場所	江南市般若町中山146番地 下般若配水場2階 江南市水道部下水道課

(単位:円)

氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	11,220			〇落札
リコージャパン(株) エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部	18,282			
シャープマーケティングジャパン(株) ビジネスソリューション社 中部支店	辞退			
中部事務機(株) 尾張支店	33,000			
(有)富田文溪堂 江南支店	34,980			
ハマヤ	15,900			

※ 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（コピー機及び設置場所）

第2条 コピー機及びコピー機の設置場所は、別紙のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和6年5月1日から令和12年4月30日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、コピー機の月間総使用枚数のうち4,000枚を月間最低使用枚数として、月額基本料金7,480円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金680円）を貸付人に支払うものとする。

2 月間最低使用枚数を超過した場合は、超過枚数にコピー1枚あたりの単価である1.87円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.17円）を乗じた額を支払うものとする。

3 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

- (1) コピー機費用
- (2) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用
- (3) 保守点検費用及び設置、撤去費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（コピー機の引渡し）

第7条 コピー機の引渡しの日は、令和6年4月30日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までにコピー機を設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、別紙に掲げる方法で借受人が貸付人から請求書を受領した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

(コピー機の保守)

第9条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員(以下「技術員」という。)を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) コピー機への他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) 第2条に規定するコピー機の設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1か月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(借受人の契約解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第14条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第15条 借受人又は貸付人は、前2条(第13条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第16条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(コピー機の返還)

第17条 借受人は、この契約の解除によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態に戻し、速やかに貸付人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業

務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年3月20日規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年4月11日

借受人 江南市

市長 澤田 和延

貸付人 愛知県名古屋市中区栄1丁目12-17
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

愛知支社長 中嶋 修

1. コピー機及び設置場所

設置場所		機種名	設置台数
江南市 水道部下水道課	下般若配水場 2階事務室	Apeos 4570	1台

2. 賃貸借料

料金区分	契約金額	
コピー機基本料金	月額	7,480円(税込)
コピー機超過料金	1枚あたりの単価	1.87円(税込)
コピー機超過料金は、コピー機のメーターから算出する。		

3. 賃貸借料の支払方法は、月払いとする。
4. 貸付人は、上記3の請求にあたっては、毎月末において借受人の指定する検査員の確認を受けて、コピー枚数を算出し、借受人に請求するものとする。
5. この契約における1か月とは、月の初日から末日までをいう。
6. 契約解除の月において、コピー機の使用期間が1か月に満たない場合のコピー機基本料金は、使用期間に応じて日割計算して算出する。
7. 料金の請求にあたり、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和 6年 4月 10日 午前 10時 00分			
業務名	コピー機借上			
納入場所	江南市般若町中山146番地(下般若配水場 1階 水道課事務室)			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	0 18,750			落札
リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部	27,280			
シャープマーケティングジャパン株式会社 ビジネスソリューション社 中部支店	辞退			
中部事務機株式会社 尾張支店	41,000			
有限会社富田文溪堂 江南支店	46,000			
ハマヤ	52,500			

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

賃貸借契約書

江南市水道事業（以下「借受人」という。）と富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（コピー機及び設置場所）

第2条 コピー機及びコピー機の設置場所は、別紙のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和6年5月1日から令和12年4月30日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、コピー機の月間総使用枚数のうちモノクロ印刷は10,000枚を月間最低使用枚数として、月額基本料金15,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,400円）を貸付人に支払うものとする。

2 モノクロ印刷が月間最低使用枚数を超過した場合は、超過枚数にコピー1枚あたりの単価である1.54円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.14円）を乗じた額を貸付人に支払うものとする。

3 カラー印刷は、コピー1枚あたりの単価である10.45円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.95円）を乗じた額を支払うものとする。

4 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

- (1) コピー機費用
- (2) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用
- (3) 保守点検費用及び設置、撤去費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(コピー機の引渡し)

第7条 コピー機の引渡しの日は、令和6年4月30日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までにコピー機を設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、別紙に掲げる方法で借受人が貸付人から請求書を受領した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

(コピー機の保守)

第9条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員(以下「技術員」という。)を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は、技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) コピー機への他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) 第2条に規定するコピー機の設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間内において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(借受人の契約解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができるものとし、このために貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第14条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第15条 借受人又は貸付人は、前2条(第13条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第16条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(コピー機の返還)

第17条 借受人は、この契約の解除によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態に戻し、速やかに貸付人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して江南市水道事業契約規程（水道部管理規程第9号）を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年4月11日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

貸付人 名古屋市中区栄一丁目12番17号
／ 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
愛知支社長 中嶋 修

別 紙

1. コピー機及び設置場所

設置場所		機種名	設置台数
江南市水道事業 水道部水道課	下般若配水場 1階事務室	Apeos C5570 (Model-PFS-C)	1台

2. 賃貸借料

料金区分	契約金額	
コピー機基本料金	月額 (モノクロ印刷)	15,400 円 (税込)
コピー機超過料金	1枚あたりの単価 (モノクロ印刷)	1.54 円 (税込)
コピー機使用料金	1枚あたりの単価 (カラー印刷)	10.45 円 (税込)

コピー機超過料金は、コピー機のメーターから算出する。

3. 賃貸借料の支払方法は、月払いとする。

4. 貸付人は、上記3の請求にあたっては、毎月末において借受人の指定する検査員の確認を受けて、コピー枚数を算出し、借受人に請求するものとする。

5. この契約における1箇月とは、月の初日から末日までをいう。

6. 契約解除の月において、コピー機の使用期間が1箇月に満たない場合のコピー機基本料金は、使用期間に応じて日割計算して算出する。

7. 料金の請求にあたり、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和6年4月12日			
物件名	コピー機借上			
設置場所	江南市役所 ふくし部 介護保険課			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 愛知支社	14,700			落札
リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部 中部MA事業部 公共営業部	辞退			
キヤノンシステムアンドサポート株式会社 中部営業本部	辞退(事前)			
中部事務機㈱ 尾張支店	辞退(事前)			
有限会社富田文溪堂 江南支店	辞退(事前)			
ハマヤ	辞退(事前)			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社愛知支社（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（コピー機及び設置場所）

第2条 コピー機及びコピー機の設置場所は、江南市役所介護保険課内で借受人が指定する場所とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和6年5月1日から令和12年4月30日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、月間使用枚数のうち10,000枚を月間最低使用枚数として、月額基本料金16,170円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,470円）を貸付人に支払うものとする。

2 月間最低使用枚数を超過した場合は、超過枚数にコピー1枚あたりの単価である1.617円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.147円）を乗じた額を支払うものとする。

3 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

(1) コピー機費用

(2) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用

(3) 保守点検費用

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（コピー機の引渡し）

第7条 コピー機の引渡しの日は、令和6年4月30日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までにコピー機を設置し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査員の検査を受け、引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 コピー機の賃貸借料の支払い方法は、次に定める方法とする。

(1) 賃貸借料の支払方法は、月払いとし、借受人が貸付人から請求書を受理した日から起算して30日以内に、貸付人に対して支払うものとする。

(2) 貸付人は、前号の請求にあたっては、毎月末において借受人の指定する検査員の確認を受けて、コピー枚数を算出し借受人に請求するものとする。

(3) 契約解除の月において、コピー機の使用期間が1箇月（この契約における1箇月とは、月の初日から末日をいう。）に満たない場合のコピー機賃貸借料は、使用期間に応じて日割計算して算出する。

(4) 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てるものとする。

(コピー機の保守)

第9条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員（以下「技術員」という。）を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は、技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

(他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等)

第10条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

(1) コピー機への他の機械器具の取付け又はコピー機の改造

(2) 第2条に規定するコピー機の設置場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第11条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

(借受人の契約解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができるものとし、このため

に貸付人に損害が生じてもこの責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 貸付人から契約解除の申し出があり、その事由を借受人が正当と認めるとき。

(貸付人の契約解除権)

第14条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務を履行しない場合は、催告を行った後に文書によりこの契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第15条 借受人又は貸付人は、前2条(第13条第4号を除く。)の規定により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(予算の減額、削減による契約の解除)

第16条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(コピー機の返還)

第17条 借受人は、この契約の解除によりコピー機を返還する場合は、コピー機を搬入当時の状態に戻し、速やかに貸付人に返還するものとする。

2 コピー機の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第18条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第19条 借受人は、コピー機の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で填補される額を当該賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目

的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第20条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第21条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後も有効に存続するものとする。

(通知義務)

第22条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(江南市契約規則の遵守)

第23条 この契約に定めるもののほか、貸付人は、契約履行に関して江南市契約規則(昭和54年規則第3号)を遵守しなければならない。

(協議事項)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年 4月15日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田 和延

貸付人 名古屋市中区栄1丁目12番7号
富士フィルムビジネスイノベーションジャ
パン株式会社 愛知支社
支社長 中嶋 修

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日			
物件名	コピー機借上			
設置場所	江南市赤童子町大堀9.9番地 江南市役所西分庁舎			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
中部事務機株式会社 尾張支店	27,675			
有限会社富田文溪堂 江南支店	9,450			〇 落札
ハマヤ	14,250			
富士フイルムビジネスイノ ベーションジャパン株式会 社	11,812			
リコージャパン(株)エンター プライズ事業本部 中部M A事業部 公共営業部	12,453			
キャノンシステムアンドサ ポート(株)中部営業本部	辞退			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と有限会社富田文溪堂江南支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項によりコピー機の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、この契約を信義誠実の原則に基づき、善良な管理者の注意義務の下で履行し、貸付人はコピー機を借受人の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、コピー機が常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行い、コピー機に必要な消耗品等（用紙を除く。）を円滑に供給すること及び借受人がこれに対して賃貸借料を貸付人に支払うことを目的とする。

（納入場所）

第2条 コピー機及び料金自動徴収機の納入場所は、江南市役所西分庁舎（江南市赤童子町大堀99番地）とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和6年5月1日から令和12年4月30日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第4条 借受人は、コピー機のモノクロ月間総使用枚数のうち3,000枚を月間最低使用枚数として、月額基本料金10,395円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金945円）を貸付人に支払うものとする。

2 第1項の月間最低使用枚数を超過した場合は、超過枚数にコピー1枚あたりの単価である3.08円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金0.28円）を乗じた額を支払うものとする。

3 第1項の基本料には、次の費用を含むものとする。

- (1) コピー機費用
- (2) 用紙以外の消耗品費用及び消耗品部品費用
- (3) 保守点検費用

4 この契約の解除により賃貸借期間が月の中途になるときは、又は貸付人の責に帰すべき理由により借受人が複合機を使用することができなかった期間があるときは、その賃貸借料は次により算出した額とする。

当該月の賃貸借料＝（月額賃貸借料÷当該月の暦日数）×当該月の賃貸借（使用可能）日数

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額を免除する。

（賃貸借料の支払方法）

第6条 賃貸借料は、月払いとし、貸付人は、毎月末において借受人の指定する検査職員の確認を受けて、コピー機のカウンターから枚数を算出し、使用月の翌月初めに、借受人に対して請求を行い、借受人は、貸付人の請求書を受理した日から30日以内に、貸付人に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 料金の請求にあたり、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（賃貸借料の改定）

第7条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他の経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要がある場合は、貸付人は、賃貸借料の改定日の1箇月前までに書面にて当該賃貸借料の改定を借受人に通知し、借受人及び貸付人が協議の上、決定するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 貸付人は、借受人の承認がなければ、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（コピー機の引渡し）

第9条 コピー機の引渡しの日は、令和6年4月30日とする。

2 貸付人は、前項の引渡しの日までにコピー機を納入し、借受人が使用できる状態に調整したのち、借受人の指定する検査職員の検査を受け、引き渡すものとする。

（コピー機の保守）

第10条 貸付人は、コピー機を借受人が正常な状態で使用できるように貸付人又は貸付人の指定する技術員（以下「技術員」という。）を納入場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 コピー機が故障した場合は、借受人の請求により、貸付人は、技術員を速やかに派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

（他の機械器具の取付け又はコピー機の改造等）

第11条 借受人は、次に定める事項については、あらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

- (1) コピー機への他の機械器具の取付け又はコピー機の改造
- (2) 第2条に規定するコピー機の納入場所からの移転

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(コピー機の据付及び調整費用等)

第12条 コピー機の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(契約内容の変更等)

第13条 借受人は、必要があるときは、貸付人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの装置の納入を一時中止させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 借受人は、納入された装置が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合、貸付人に対し、装置の修補又は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、借受人は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、貸付人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、借受人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 貸付人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸付人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、借受人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約終了に伴うコピー機の返還)

第15条 借受人は、この契約が終了したときは、コピー機を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、貸付人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ハードディスク内のデータ消去は貸付人が行うものとする。
- 3 コピー機の返還後の旧納入場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。
- 4 コピー機に欠損がある場合は、貸付人は、その旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 コピー機に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、コピー機の納入場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもってコピー機を管理するものとする。

- 2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け、又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条の規定による保険金で補填される額を当該賠償金額から控除するものとする。
- 4 借受人は、コピー機及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、コピー機の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(秘密保持)

第19条 貸付人及び技術員は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(通知義務)

第20条 借受人は、次に掲げる場合は、遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

- (1) コピー機について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき

又はその恐れがあるとき。

(2) コピー機について、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(借受人の催告による解除権)

第21条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内で履行がないときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過して時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 貸借開始日を過ぎても契約を履行しないとき又は貸借開始日経過後相当の期間内に契約を履行する見込が明らかでないとき認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第14条1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 貸付人がこの契約の重要な事項に違反したとき。
- (4) この契約の締結は履行につき不正行為があったとき。

(借受人の催告によらない解除権)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 第8条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したものの。
- (2) この契約の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。
- (3) 貸付人がこの契約の全部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は貸付人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸付人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場のほか、貸付人がその債務の履行をせず、借受人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条にお

いて同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8) 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 貸付人が次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等(法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 仕入れ先の契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸付人が、アからオまでのいずれかに該当する者を仕入れ先の契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。

ク 法人等の役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第22条の2 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付

人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸付人又は構成事業者である事業者団体（以下「貸付人等」という。）に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行機関を除く。）ににゅさつ（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（借受人の任意解除権）

第23条 借受人は、契約の履行期間が完了するまでの間は、第21条、第22条又は前条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより貸付人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。こ

の場合における賠償額は、借受人と貸付人とが協議して定める。

(借受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第21条各号又は第22条各号に定める場合が借受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借受人は、第21条又は第22条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の通知)

第25条 借受人は、第21条、第22条、第22条の2又は第23条によりこの契約を解除するときは、遅滞なくその旨を貸付人に通知しなければならない。

(貸付人の催告による解除権)

第26条 貸付人は、借受人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(貸付人の催告によらない解除権)

第27条 貸付人は、第13条の規定において仕様書等の内容を変更したことにより、契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(貸付人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 前2条に定める場合が貸付人の責めに帰す事由によるものであるときは、貸付人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第29条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(解除に伴う措置)

第30条 借受人は、この契約が貸借の履行期間の完了前に解除された場合において、貸付人がすでに履行した部分があると認めるときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した既済部分に係る契約代金を貸付人に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既済部分に係る契約代金は、借受人と貸付人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、借受人が定め、貸付人に通知する。
- 3 契約解除による場合のコピー機の返還については、第15条の規定を準用する。

(借受人の損害賠償請求等)

第31条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 設置期限内に装置を納入することができないとき。
 - (2) 納入された装置に契約不適合があるとき。
 - (3) 第21条又は第22条の規定により、賃貸借の履行期間の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、貸付人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として借受人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第21条又は第22条の規定により、賃貸借の履行期間の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 賃貸借の履行期間の完了前に貸付人がその債務の履行を拒否し、又は貸付人の責めに帰すべき事由によって貸付人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸付人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 貸付人について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 貸付人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸付人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、借受人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃貸借開始日後相当の期間内に履行する見込みがあると認めるときは、貸付

人に契約金額から引渡し済みの部分に相当する契約代金を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（貸付人の損害賠償請求等）

第32条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして借受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 借受人の責めに帰すべき事由により、第4条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、貸付人は未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を借受人に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第33条 借受人は、納入された装置に関し、賃貸借期間中でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、貸付人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 借受人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を貸付人に通知した場合において、借受人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 借受人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各号の規定は契約不適合が貸付人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する貸付人の責任については、民法の

定めるところによる。

- 6 借受人は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに貸付人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、貸付人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第34条 貸付人は、第22条の2各号のいずれかに該当するときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第22条の2第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 第22条の2第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸付人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第35条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに江南市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の江南市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の契約からの排除措置を講じることがある。

(協議事項)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人が協議の上、これを決定するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を

保有する。

令和6年 4月 17日

借受人 江南市赤童子町大堀90番地
江南市
市長 澤田 和延

貸付人 江南市南山町西100番地
有限会社富田文溪堂 江南支店
代表取締役 富田 正仁

入札執行調書

(単位:円)

執行年月日	令和6年4月10日(水) 午後1時30分			
物件名	江南市型下水道用鑄鉄製マンホールふた 呼び600			
納入場所	市の指定する場所			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
カネソウ㈱	2,249,000			
スズテック㈱	2,249,000			
長島鑄物㈱ 豊橋営業所	2,128,000			0決定
日之出水道機器㈱ 名古屋営業所	2,189,500			
北勢工業㈱ 三重営業所	2,251,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

契約書

1 品名及び規格、品質

- (1) 品名 江南市型下水道用鑄鉄製マンホールふた 呼び600
- (2) 規格、品質 江南市型下水道用鑄鉄製マンホールふた性能規定書のとおり
- (3) 数量 41 組

2 契約金額 金2,340,800円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金212,800円

3 契約保証金 免除

4 納入期限 令和6年12月20日

5 納入場所 市の指定する場所

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と長島鑄物株式会社 豊橋営業所(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月11日

江南市

発注者

市長 澤田 和延

豊橋市御園町6-8

受注者

長島鑄物株式会社 豊橋営業所
所長 土屋 和之

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午前9時00分			
業務名	可燃ごみ収集運搬委託 (第6コース)			
業務場所	別紙仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社大栄工業	12,500,000			
株式会社倉衛工業	12,500,000			
シバタ株式会社	13,500,000			
大和エンタープライズ株式会社	14,500,000			
有限会社ホテイグリーン	12,280,000			落札

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 可燃ごみ収集運搬委託（第6コース）
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 業務場所 別添仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和6年 6月 1日
至 令和7年 3月31日
- 5 委託料 金13,508,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,228,000円

- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 有限会社ホテイクリーン との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月15日

委託者 江南市

市長 澤田 和延

受託者 住 所 江南市安良町地藏78

氏 名 有限会社ホテイクリーン

代表取締役 古田 一二三

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午後1時30分			
業務名	市営住宅給水設備点検委託			
業務場所	江南市山王町新田55番地外2			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 アンキ設備	1,020,000			○
江南設備 株式会社	1,050,000			
株式会社 ジェーケー・サービス	1,080,000			
祖父江工業 株式会社	1,050,000			
東海設備 株式会社	1,050,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 市営住宅給水設備点検委託
- 2 業務場所 江南市山王町新田55番地外2
- 3 委託期間 自 令和6年4月16日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 1,122,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 102,000 円
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 アンキ設備との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

委託者 江南市

市長 澤田和延

受託者 江南市古知野町塔塚65
株式会社 アンキ設備
代表取締役 西澤一人

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午後4時30分			
業務名	一般廃棄物最終処分場水質検査委託			
業務場所	江南市小机町鴨ヶ池305番地 江南市一般廃棄物最終処分場 外2			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社愛研	1,000,000			
株式会社環境公害センター	1,030,000			
株式会社三協	980,000			
株式会社トープ 江南営業所	990,000			
尾北環境分析株式会社	950,000			0落札

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 一般廃棄物最終処分場水質検査委託
- 2 業務内容 別添仕様書のとおり
- 3 業務場所 江南市小杵町鴨ヶ池305番地 江南市一般廃棄物最終処分場 外2
- 4 委託期間 自 令和6年4月15日
至 令和7年3月31日
- 5 委託料 金1,045,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金95,000円
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 尾北環境分析株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市赤童子町福住12番地
尾北環境分析株式会社
代表取締役 早野 壮

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年 4月 12日 午前 9時 20分			
業務名	特別ごみ等収集運搬及び容器配送回収委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	8,500,000			
シバタ株式会社	6,235,000			○落札
株式会社大栄工業	7,415,000			
有限会社ホテイクリーン	7,510,000			
株式会社倉衛工業	7,500,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 特別ごみ等収集運搬及び容器配送回収委託
- 2 業務場所 別紙仕様書のとおり
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 委託期間 自 令和6年6月1日
至 令和7年3月31日
- 5 委託料 6,858,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金623,500円
- 6 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と、受託者シバタ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月12日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 住所 江南市古知野町桃源46番地
氏名 シバタ株式会社
代表取締役 柴田 伊佐雄

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午前9時10分			
物件名	犬猫等死骸収集委託			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大和エンタープライズ株式会社	3,870,000			0落札
シバタ株式会社	4,882,000			
株式会社倉衛工業	4,376,000			
有限会社 ホテイクリーン	4,629,000			
株式会社大栄工業	4,746,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

業務委託単価契約書

- 1 業務名 犬猫等死骸収集委託
- 2 業務場所 別添仕様書のとおり
- 3 委託期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年3月31日
- 4 委託単価
- | | |
|--------------|----------|
| 収集1匹当たり | 金7,700円 |
| 時間外収集1匹当たり | 金9,900円 |
| 休日待機料1日当たり | 金11,000円 |
| 年末年始待機料1日当たり | 金16,500円 |

委託単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者江南市と受託者 大和エンタープライズ株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市上奈良町久保144番地
大和エンタープライズ 株式会社
代表取締役 南村 朋幸

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年 4月 12日 午前 9時 30分			
業務名	在宅医療廃棄物等収集運搬委託			
業務場所	仕様書のとおり			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
(株)倉衛工業	1,800			○落札
(株)大栄工業	2,500			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託単価契約書

- 1 業務名 在宅医療廃棄物等収集運搬委託
- 2 業務場所 別添仕様書のとおり
- 3 委託期間 自 令和6年 4月15日
至 令和7年 3月31日
- 4 委託単価 20% 1箱入り 金 1,980円

委託単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 倉衛工業 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月15日

委託者 江南市

市長

澤田 和延

受託者 住所

江南市古知野町北屋敷111番地

氏名

株式会社 倉衛工業

代表取締役 倉地 一也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午後4時10分				
物件名	資源ごみ売払い(紙類)				
引渡場所	買受人の作業所				
氏名	見積総金額	新聞紙	ダンボール	牛乳パック	摘要
一宮紙原料(株)	3,170,000	20	16	26	
(株)紙資源名古屋	2,851,500	18.5	15.5	12	
(株)小牧宮崎	3,710,000	20	20	25	○落札
福田三商(株)	3,104,000	19	17	21	
(有)江南紙原料	2,605,000	15	15	20	
(株)パックス	2,253,000	20	19.5	10	

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。(入札単価計算書を参照)

売 買 契 約 書

- 1 物 品 名 資源ごみ (紙類)
- 2 引渡場所 小牧市元町三丁目 150 番地 株式会社 小牧宮崎
- 3 契約期間 自 令和 6 年 5 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 3 0 日
- 4 契約単価 新聞紙 1 kg 当り 2 5 . 3 円
ダンボール 1 kg 当り 2 2 . 0 円
牛乳パック 1 kg 当り 2 7 . 5 円
契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。
- 5 契約保証金 免 除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 株式会社 小牧宮崎 との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 6 年 4 月 1 2 日

売渡人 江南市
市 長 澤田 和延

買受人 小牧市元町三丁目 1 5 0 番地
株式会社 小牧宮崎
代表取締役 梅田 慎也

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月12日 午後2時30分			
物 件 名	空き缶(アルミ、スチール)売払い			
引 渡 場 所	買受人の作業所			
氏 名	見積総金額	アルミ缶	スチール缶	摘要
株式会社サンポー	2,710,000	110	30	
ヤマショー金属株式会社	2,350,000	100	25	
小牧金属株式会社	1,885,000	25	30	
坪井金属株式会社	辞退			
丸ア金属株式会社	3,040,000	140	30	○落札

※ 消費税及び地方消費税を含まない。

※ 総金額の一番高い業者と単価契約を結ぶ。(入札単価計算書を参照)

売 買 契 約 書

- 1 物 品 名 空き缶(アルミ、スチール)売払い
- 2 引渡場所 一宮市明地字下柳之内78番地1
(丸ア金属株式会社)
- 3 契約期間 自 令和6年5月1日
至 令和6年9月30日
- 4 契約単価 アルミ缶 1kg当り金154円
スチール缶 1kg当り金 33円

契約単価は、消費税及び地方消費税の額を含むものである。

- 5 契約保証金 免 除

上記の資源ごみについて、売渡人江南市と買受人 丸ア金属株式会社 との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものである。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月12日

売渡人 江南市
市 長 澤田 和延

買受人 一宮市明地字下柳之内78番地1
丸ア金属株式会社
代表取締役 東 建志

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日			
業務名	廃水処理施設維持管理委託（学校給食センター）			
業務場所	江南市立南部学校給食センター		江南市立北部学校給食センター	
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社倉衛工業	1,200,000			◎
有限会社ホテイクリーン	1,850,000			
株式会社大栄工業	2,000,000			
有限会社トータル メンテナンス・ツルミ	1,300,000			
株式会社 トープ江南営業所	1,380,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 廃水処理施設維持管理委託(学校給食センター)
- 2 業務場所 江南市立南部学校給食センター 江南市木賀町大門59番地
江南市立北部学校給食センター 江南市高屋町清水32番地
- 3 契約期間 自 令和6年4月20日
至 令和7年4月30日

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 1,320,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 120,000 円
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額
又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社倉衛工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年 4月20日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市古知野町北屋敷111
株式会社倉衛工業
代表取締役 倉地 一也

2024年04月15日 13時42分



入札見積履歴

案件番号 2403272321700614313
調達段階番号 33
案件名称 校務用コンピュータ機器借上

最新更新日時 2024.04.15 13:42

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2005966902	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 名古屋支店	418,950円		
2	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	424,770円		
3	2000600401	株式会社JECC	515,400円		
4	2000405101	FLCS株式会社 中部支店	516,000円		
5	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
6	2003476300	みずほ東芝リース株式会社	辞退		
7	2000963205	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市（以下「借受人」という。）と NX・TC リース&ファイナンス 株式会社 名古屋支店（以下「貸付人」という。）との間において、次の条項により校務用コンピュータ機器借上（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和6年9月1日から令和12年8月31日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）とする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額 金 460,845 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 41,895 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（機器の内容）

第6条 機器の内容は別紙のとおりとする。

（機器の設置場所及び引渡し）

第7条 貸付人は、別紙における借受人が指示した場所へ機器を設置の上、令和6年8月31日までに借受人に引き渡すものとする。

（検査）

第8条 賃貸借期間終了後、貸付人から履行完了の通知等があったときは、借受人は10日以内に検査を行わなければならない。

（賃貸借料の支払方法）

第9条 賃貸借料の支払方法は、借受人は貸付人の適法な請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して機器の賃貸借料を支払うものとする。

（一部完了払い）

第10条 貸付人は、賃貸借完了前に一定期間ごとの履行完了部分（以下「一部完了部分」という。）があるときは、一部完了部分に相当する金額を請求することができる。この場合において、第8条中「賃貸借期間」とあるのは「既済部分に係る賃貸借期間」と、前条中「賃貸借料」とあるのは「既済部分に係る賃貸借料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される前条の規定により貸付人が請求することができる既済部分又は既済部分に係る賃貸借料については、借受人と貸付人とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合においては、借受人が定め、貸付人に通知する。

(他の機械器具の取付け又は機器の改造)

第11条 借受人は、機器に他の機械器具の取付け又は機器を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(契約不適合)

第12条 機器が契約不適合により機器の使用に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、貸付人が負担するものとする。

(機器の据付及び調整費用等)

第13条 機器の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解除の申出等)

第14条 借受人は、この契約の全部又は一部を解除する場合は、文書による1か月前の予告をもって解除を申し出るものとする。

2 第2条の規定により、機器の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解除されるものとする。

3 第19条第2項の規定は、この契約解除後も有効に存続するものとする。

(機器の返還)

第15条 借受人は、この契約の解除により機器を返還する場合は、機器を搬入当時の状態に戻し、すみやかに機器を貸付人に返還するものとする。

2 機器に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第16条 貸付人は、機器に対する保険を付保しなければならず、当該保険料を負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第17条 借受人は、機器の設置場所をあらかじめ良好な環境に保持することなど、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、機器が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人が協議の上、定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、機器及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第18条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、機器の使用に支障が生じ、使用目的に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置を取るものとする。

(立入権及び秘密保持)

第19条 貸付人は、機器の調整等のために、借受人の了解を得て、機器の設置場所に立入ることができるものとする。

2 貸付人又は機器メーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第20条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が貸付人又は貸付人が構成事業者である事業者団体(以下「貸付人等」という。)に対して行われたときは、貸付人等に対する命令で確定したものをいい、貸付人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、貸付人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸付人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第21条 貸付人は、前条各号のいずれかに該当するときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、総貸貸借料の10分の2に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

- 2 貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、総貸貸借料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第4号に規定する刑に係る確定判決において、貸付人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は機器の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 貸付人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を下請契約又は機器の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、借受人が貸付人に対して当該契約の解除を求め、貸付人がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸付人は、損害賠償に代えて総貸借料の10分の1に相当する額を違約金として借受人の指定する期間内に支払わなければならない。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、契約履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに借受人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることがある。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

- (1) 機器について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 機器について、盗難、滅失又は毀損等の事故が発生したとき。

(解除権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(雑則)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 6 日

借受人 江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市
市長 澤田和延

貸付人 名古屋市港区西倉町 1-49
NX・TC リース&ファイナンス 株式会社 名古屋支店
支店長 小川 誉夫

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前10時25分			
業務名	古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託			
業務場所	江南市東野町郷前西88番地外7			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 倉衛工業	3,772,600			
株式会社 大栄工業	3,482,400			決定
有限会社 ホテイクリーン	3,772,600			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 古知野西小学校外7校浄化槽清掃委託
- 2 業務場所 江南市東野町郷前西88番地外7
- 3 委託期間 自 令和6年4月17日
至 令和7年3月31日
- 4 委託料 金 3,830,640 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 348,240 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

委託者 江南市

市長 澤田和延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前9時10分			
業務名	古知野東小学校外9校電気保安管理委託			
業務場所	江南市宮後町船渡58外9			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 エレックス極東	1,848,000			決定
一般財団法人 中部電気保安協会 小牧営業所	辞退			
日電サービス株式会社	1,891,200			
愛知システムサービス株式会社	辞退			
大内電気保安管理事務所	辞退			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野東小学校外 9 校電気保安管理委託
- 2 業 務 場 所 江南市宮後町船渡58外9
- 3 委 託 期 間 自 令和6年4月17日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委 託 料 金 2, 0 3 2, 8 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 8 4, 8 0 0 円
- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 エレックス極東との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市天白区島田3-608-1
株式会社 エレックス極東
代表取締役 三宅正貢

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前9時20分			
業務名	古知野中学校外4校電気保安管理委託			
業務場所	江南市高屋町遠場148番地外4			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 エレックス極東	1,116,000			決定
一般財団法人 中部電気保安協会 小牧営業所	辞退			
日電サービス 株式会社	1,179,600			
愛知システムサービス株式会社	辞退			
大内電気保安管理事務所	1,294,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 古知野中学校外4校電気保安管理委託
- 2 業 務 場 所 江南市高屋町遠場148番地外4
- 3 委 託 期 間 自 令和6年4月17日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履 行 期 間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委 託 料 金 1, 2 2 7, 6 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 1 1 1, 6 0 0 円
- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 エレックス極東との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 名古屋市天白区島田3-608-1
株式会社 エレックス極東
代表取締役 三宅正貢

入札執行調書

執行年月日 令和6年4月15日

業務名	宮田東保育園外8園 電気保安管理委託			
業務場所	江南市宮田神明町栄174番地外8			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
一般財団法人中部電気保安協会 小牧営業所	辞退			
株式会社 エレックス極東	1,080,000			○
日電サービス株式会社	辞退			
大内電気保安管理事務所	辞退			
愛知システムサービス株式会社	辞退			

上記見積金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る金額である。

業 務 委 託 契 約 書

1 業務名 宮田東保育園外8園 電気保安管理委託

2 業務場所 江南市宮田神明町栄174番地外8

3 委託期間等

委託期間 自 令和6年4月16日

至 令和7年4月30日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

履行期間 自 令和6年5月1日

至 令和7年4月30日

4 委託料 金 1,188,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 108,000 円

委託料のうち令和6年度支払額 金 1,089,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 99,000 円

委託料のうち令和7年度支払額 金 99,000 円

うち取り引きに係わる消費税及び地方消費税の額 金 9,000 円

5 契約保証金 免 除

6 特に定めた条件 委託者は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 株式会社 エレックス極東との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月15日

委託者 江 南 市
市 長 澤 田 和 延

受託者 名古屋市天白区島田3-608-1
株式会社 エレックス極東
代表取締役 三宅 正貢

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前11時00分			
物件名	草井小学校体育館放送機器			
納入場所	江南市小机町長者毛西1番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
共立防災工事株式会社	5,050,000			
酒井電気工事株式会社	辞退			
秦電化センター合資会社	4,855,000			決定
株式会社ブマ電気	5,050,000			
株式会社エムズ	5,090,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 草井小学校体育館放送機器
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり

- 2 契 約 金 額 金 5, 340, 500 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 485, 500 円

- 3 契 約 保 証 金 免 除

- 4 納 入 期 限 令和6年8月31日

- 5 納 入 場 所 江南市小杵町長者毛西1番地

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と秦電化センター 合資会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

発注者 江南市
市長 澤田和延

受注者 江南市布袋町南164
秦電化センター 合資会社
代表社員 秦公輝

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前11時10分			
物件名	布袋中学校校舎放送機器			
納入場所	江南市北山町西7番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
共立防災工事株式会社	3,200,000			
酒井電気工事株式会社	辞退			
秦電化センター合資会社	2,769,000			決定
株式会社ブマ電気	3,200,000			
株式会社エムズ	3,110,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
(1) 品 名 布袋中学校校舎放送機器
(2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
(3) 数 量 別添仕様書のとおり

- 2 契約金額 金 3,045,900 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 276,900 円

- 3 契約保証金 免 除

- 4 納 入 期 限 令和6年8月31日

- 5 納 入 場 所 江南市北山町西7番地

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と秦電化センター合資会社(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

発注者 江南市
市長 澤田和延

受注者 江南市布袋町南164
秦電化センター合資会社
代表社員 秦公輝

入札執行調書

執行年月日	令和6年4月16日 午前10時00分				
業務名	樹木保全委託				
業務場所	江南市赤童子町大堀90番地				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
大脇造園	1,200,000				
大澤造園土木株式会社	1,000,000			落札	
有限会社豊場造園	1,050,000				
村繁造園土木株式会社江南支店	1,250,000				
岡寄造園	1,100,000				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

業務委託契約書

- 1 業務名 樹木保全委託
- 2 業務場所 江南市赤童子町大堀90番地
- 3 委託期間 自 令和6年4月18日
至 令和7年3月21日
- 4 委託料 金 1,100,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 100,000 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 大澤造園土木株式会社 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月17日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 江南市前野町西123番地
大澤造園土木株式会社
代表取締役 宮田 幸穂

入札執行調書

執行年月日	令和6年4月16日 午前10時30分				
業務名	市有バス運転委託				
業務場所	江南市赤童子町大堀90番地				
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要	
株式会社スターロードシステム	9,968,400				
有限会社エムエムイーコーポレーション	9,732,000			落札	
株式会社セントラルサービス	12,144,000				
株式会社ワークシステムサービス	11,280,000				
株式会社セノン 名古屋支社	辞退				

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

市有バス運転委託契約書

市有バス運転委託者 江南市と受託者 有限会社エムエムイーコーポレーションは、自家用自動車に関し、次の各条項によりこの契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者は、登録番号尾張小牧200は278車(福祉バス)及び尾張小牧200さ867車(マイクロバス)(以下「管理自動車」という。)2台の管理を受託者に委託し、この請負業務委託を誠実に遂行する。

(請負業務委託の内容)

第2条 請負業務委託(以下「請負業務」という。)内容は、次のとおりとする。ただし、詳細について特に定める必要のあるものは、別に定める。

- (1) 管理自動車の運行計画の企画、立案、変更
- (2) 管理自動車の運転及びこれに付帯する業務
- (3) 管理自動車の整備、修理及び車検、法定点検、日常点検
- (4) 燃料等の給油、エンジンオイルの購入
- (5) タイヤの交換、購入
- (6) 消耗品の管理、購入
- (7) 備品の管理、購入
- (8) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (9) 自動車損害賠償責任保険等の事務手続の代行
- (10) その他、委託者が必要と認めた事項(自動車管理者が、上記(2)の業務に従事していない時に、市公用車(平成20年式、トヨタクラウンハイブリッド、3,500cc尾張小牧330る57・平成23年式、エスティマハイブリッド、2,400cc尾張小牧332そ57、平成28年式トヨタヴォクシー2,000cc尾張小牧503せ409)の運転代行等

(契約期間)

第3条 この契約期間は、令和6年4月18日から令和7年4月30日までとする。

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(履行期間)

第4条 この委託期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとする。

(管理仕様書、自動車管理責任者、自動車管理者及び整備管理者)

第5条 受託者は、管理仕様書に基づき請負業務を行う。

2 受託者は、請負業務を行うため、自動車管理責任者及び自動車管理者を定め、あらかじめ委託者に通知する。ただし、自動車管理者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 年齢65歳以下で常勤の正規職員(契約開始日において)

ただし、常勤の正規職員として、1年以上、勤務実績がある場合は、

年齢を69歳以下とすることができる。

(2) 大型2種免許保持者

(3) 車両運行管理歴5年以上の者又は2種免許を必要とする車両運転歴5年以上の者

- 3 自動車管理責任者は、受託者の請負業務の実施の責任者であり、委託者の注文、連絡等を受け、自動車管理者に対する日常業務の指示、指揮監督を行う。
- 4 自動車管理者は、自動車管理責任者の指示、指揮命令により請負業務を実施する。
- 5 自動車管理責任者は、請負業務を行うにあたり、安全運行上支障があると認めるときは、委託者に対し、理由を付してその改善を求めることができる。
- 6 受託者は、請負業務の車両の道路運送車両法第52条の規定による整備管理者を選任し中部運輸局長に届出を行う。

(秘密漏洩の防止)

第6条 委託者と受託者の双方は、この契約に定める請負業務の遂行及びこれに関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に受託者は、あらかじめ自動車管理責任者及び自動車管理者に、秘密漏洩の防止について十分に教育するものとする。

(基本委託料)

第7条 委託者は、受託者に対し基本委託料 10,705,200円(うち消費税及び地方消費税額973,200円)を月割(12か月)をもって、支払うものとする。

2 基本委託料は、基本管理時間に対する請負業務を対象とし、自動車継続検査(車検)時の法定費用(重量税、自動車税、損害賠償責任保険料)は含まない。

3 基本管理時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

4 請負業務の開始又は終了の場合において、管理期間に1か月未満の端数が生じたときは、当該期間の委託料は、基本委託料の30分の1相当額を1日分として算出した金額とする。

5 受託者が、その責めに帰すべき事由により、第2条第2号の業務が実施できないときは、その日数に基本委託料の21分の1相当額を乗じた額を基本委託料から控除するとともに、委託者が請求するその業務に係る借上料を負担する。

(時間外管理委託料)

第8条 時間外及び深夜時間外(以下「時間外管理」という。)の請負業務を行うときは、委託者は、受託者に対し別表に定める単価により算出するものとする。

2 前項の時間外管理委託料の算出基準は分単位とし、1か月間の時間外管理時間をそれぞれ合計し、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(管理日外管理委託料)

第9条 基本委託料に含まない日は、次のとおりとする。

(1) 各週の該当日 土曜日及び日曜日

(2) 休 日 国が国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年 末 年 始 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで

2 前項に定める日に請負業務を行うときは、委託者は受託者に対し別表に定める管理日外管理委託料を支払うものとする。

管理日外管理委託料の算出基準は1日毎に1時間単位とし、30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

(宿泊料)

第10条 自動車管理者が宿泊を伴う出張管理をしたときは、委託者は、受託者に対し宿泊料1泊14,300円(うち消費税及び地方消費税額1,300円)を支払うものとする。ただし、委託者が宿泊料を負担した場合は除く。

(有料道路等の費用)

第11条 受託者が、請負業務を行うに伴い、その都度支払う有料道路、有料駐車場、フェリーボート等の費用は委託者が直接支払うものとする。

ただし、委託者が直接支払えない場合は、委託者は実費を受託者の請求により支払うものとする。

(委託料の支払い)

第12条 第7条から第9条までの委託料については、委託者は、受託者の作成する毎月末日締切りの請求書に基づき受理した日から30日以内に支払うものとする。

(善管注意義務)

第13条 受託者は、請負業務を行うに当たっては、関係諸法令を守り、自ら請負業務計画を立案するとともに、自動車管理責任者及び自動車管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、注文の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(労働法等に関する責任)

第14条 受託者は、自動車管理責任者及び自動車管理者に対する使用者及び事業主としての労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法及び労働者災害補償保険法、雇用保険法、その他の社会保険諸法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(管理状況の報告)

第15条 受託者は、管理自動車の管理状況について、所定の請負業務管理日報を作成し、委託者に報告するものとする。

(事故等の報告及び処理)

第16条 受託者は、請負業務の実施中に事故が生じたときは、速やかにその旨を委託者に報告し、委託者と協議のうえ事故処理に当たるものとする。

(委託者及び第三者に対する損害賠償)

第17条 受託者は請負業務の実施中に、受託者の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委

託者に損害を与えたときは、委託者と受託者とが協議してこれを書面に定め、第三者に損害を与えたときは受託者と第三者間で協議決定するものとする。

- 2 受託者は、管理自動車にかかわる自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び自動車（車両）の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

（保険契約）

第18条 前条第2項を担保するため、委託者は、管理自動車について受託者を契約者として自動車保険契約（車両—260万円（福祉バス）・50万円（マイクロバス）、対人—1名無制限、対物—1,000万円以上、搭乗者—1名1,000万円「1事故×29,000万円（マイクロバス）・1事故×52,000万円（福祉バス）」）を締結する。なお、保険契約金額を超える損害賠償責任が発生した場合は、受託者の負担とする。

（管理自動車の変更通知）

第19条 委託者は、この契約に定める管理自動車を変更しようとするときは、あらかじめ受託者に通知しなければならない。

- 2 変更する自動車の車種、排気量、走行距離、車齢等が現在の管理自動車と相違する場合において、請負条件につき、委託者と受託者のいずれかからの申し出があったときは、委託者と受託者とが協議して変更することができる。

（管理自動車の現状確認、保管等）

第20条 請負業務の開始に先立ち、請負業務の終了時若しくは管理自動車の変更に当たっては、委託者と受託者の双方は、管理自動車の現状を自動車点検確認書により詳細に相互確認するものとする。

- 2 管理自動車の保管場所及び保管方法は、委託者の指定する車庫とする。

（予算の減額、削除による契約の解除）

第21条 委託者は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

（解約及び解約金）

第22条 委託者及び受託者は、自己の都合により、この契約の解約をしようとするときは、2か月前までにその旨を書面により相手方に予告することによって解約することができる。

この場合において、解約を告知した者は、相手方に対し解約する日から契約満了日までの期間が6か月以上の場合には、基本委託料の2か月分を、6か月未満の場合には基本委託料の1か月分を解約金として支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者及び受託者は、予告期間が2か月未満となる場合においても、その2か月に満たない日数（2か月から有効予告期間日数を控除した日数）に基本委託料の30分の1相当額を乗じた金額及び前項の解約金を支払うことによって、この契約を解除することができる。

（契約で定める解約）

第23条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解約することができる。

(1) 請負人として不適當であると認める事実があったとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、契約期間内にこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

2. 委託者及び受託者は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 差押え、競売、破産、和議、会社整理開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は精算に入ったとき。

(3) 租税、公課を滞納して督促又は仮差押えを受けたとき。

(4) 支払を停止したとき。

(5) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(7) 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由のあるとき。

(解約に伴う損害賠償)

第24条 前条第1項の規定に基づき、この契約が解除されたときは、受託者は委託者が受けた損害を賠償しなければならない。

(不可抗力の場合の免責)

第25条 天災事変、その他不可抗力の事由により、委託者又は受託者がこの契約に基づく義務を履行できないときは、その相手方は、これを免責するものとする。

2. 前項の理由による義務の履行の免除期間、代替方法等については、第27条を適用する。

(契約の変更)

第26条 この契約期間中に公租公課の変更、物価の上昇その他相当と認められる事情があったときは、委託者と受託者とが協議して、この契約条項を変更することができる。

また、管理車両が廃車となり、代替車がない場合は契約の一部を打切り、契約変更ができるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第27条 委託者と受託者の双方は、この契約締結によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(特約条項)

第28条 前条に定めるもののほか、特に詳細に定めておく必要があると委託者と受託者の双方が認める事項があるときは、協議のうえ別に約定するものとする。

(協議事項)

第29条 この契約の条項につき、解釈上疑義を生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して、誠意をもって解決するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者と受託者の記名押印のうえ各1通を保管する。

令和6年4月17日

(委託者) 江南市
市長 澤田和延

(受託者) 江南市高屋町清水47番地
有限会社エムエムイーコーポレーション
代表取締役 長縄 勝則

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前10時00分			
業務名	古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託			
業務場所	江南市東野町郷前西88番地外4			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 倉衛工業	4,400,000			
株式会社 大栄工業	4,316,400			決定
有限会社 トータルメンテナ ンス・ツルミ	4,500,000			
株式会社 トーブ 江南営業所	4,800,000			
有限会社 ホテイクリーン	4,610,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 古知野西小学校外4校合併浄化槽保守委託
- 2 業務場所 江南市東野町郷前西88番地外4
- 3 委託期間 自 令和6年4月17日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 4,748,040 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 431,640 円
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 株式会社 大栄工業との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

委託者 江南市
市長 澤田和延

受託者 江南市赤童子町大堀19
株式会社 大栄工業
代表取締役 佐藤全宏

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月15日 午前10時05分			
業務名	布袋中学校外2校合併浄化槽保守委託			
業務場所	江南市北山町西7番地外2			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 倉衛工業	2,300,000			
株式会社 大栄工業	2,200,000			
有限会社 トータルメンテナンス・ツルミ	2,104,000			決定
株式会社 トーブ 江南営業所	2,400,000			
有限会社 ホテイクリーン	2,281,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

業務委託契約書

- 1 業務名 布袋中学校外2校合併浄化槽保守委託
- 2 業務場所 江南市北山町西7番地外2
- 3 委託期間 自 令和6年4月17日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
- 5 委託料 金 2,314,400 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 210,400 円
- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市と受託者 有限会社トータルメンテナンス・ツルミとの間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月16日

委託者 江南市

市長 澤田和延

受託者 江南市赤童子町福住138
有限会社トータルメンテナンス・ツルミ
代表取締役 鶴見一也



入札見積履歴

案件番号 2404052321700615378
調達整理番号 48
案件名称 河川水質調査委託

最新更新日時 2024.04.19 09:25

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000115800	株式会社愛研	2,100,000円		
2	2000095200	尾北環境分析株式会社	2,130,000円		
3	2000405300	株式会社三協	2,130,000円		
4	2000301800	株式会社環境保全コンサルタント	2,160,000円		
5	2000180401	株式会社アイエンス 環境分析センター	2,230,000円		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

1. 業 務 名 河川水質調査委託
2. 業 務 場 所 市内主要河川
3. 委 託 期 間 自 令和6年4月23日
至 令和7年1月31日
4. 委 託 料 金 2,310,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 210,000 円)
6. 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者株式会社愛研との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月22日

委託者 江南市
市 長 澤 田 和 延

受託者 名古屋市守山区天子田2-710
株式会社 愛研
代表取締役 角 信彦



入札見積履歴

案件番号 2404052321700615379
調達整理番号 49
案件名称 防災行政無線保守点検委託

最新更新日時 2024.04.19 09:22

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000114301	NECネットエスアイ株式会社 中日本支社	2,900,000円		
2	2001358101	and株式会社 名古屋支店	辞退		
3	2000960500	株式会社TTK	辞退		
4	2000824900	高見通信工業株式会社	未受領		
5	2000561500	中部電子システム株式会社	辞退		

[戻る](#)

業務委託契約書

- 1 業務名 防災行政無線保守点検委託
- 2 業務場所 別添仕様書のとおり
- 3 契約期間 自 令和6年4月23日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 4 履行期間 自 令和6年5月1日
至 令和7年4月30日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- 5 委託料 金3,190,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金290,000円)
- 6 契約保証金 免除
- 7 特に定めた条件 翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

上記の業務について、委託者江南市と受託者NECネットエスアイ株式会社
中日本支社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこ
れを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の
上、各自1通を保管する。

令和6年4月22日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 NECネットエスアイ株式会社
中日本支社
支社長 永田 洋一



入札見積履歴

案件番号 2404052321700615380

調達整理番号 50

案件名称 都市構造再編集中支援事業 布袋駅周辺地区都市再生整備計画事業効果分析調査委託

最新更新日時 2024.04.19 09:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001700304	早川都市計画株式会社 名古屋支店	4,800,000円		
2	2000626000	株式会社大增コンサルタンツ	5,200,000円		
3	2000993600	株式会社中部テック	5,200,000円		
4	2001027203	中部復建株式会社 一宮営業所	5,200,000円		
5	2000957200	中日本建設コンサルタント株式会社	5,900,000円		

戻る

業務委託契約書

- 1 業務名 都市構造再編集中支援事業 布袋駅周辺地区都市再生整備計画
事業効果分析調査委託
- 2 業務場所 江南市布袋地区
- 3 委託期間 自 令和 6年 4月24日
至 令和 7年 3月14日
- 4 委託料 金5,280,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金480,000 円
- 5 契約保証金 免 除

上記の業務について、委託者 江南市 と 受託者 早川都市計画株式会社名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和 6年 4月23日

委託者

江南市

市長

澤田 和延

受託者

名古屋市緑区徳重二丁目114番地
早川都市計画株式会社名古屋支店
支店長 早川志喜子



入札見積履歴

案件番号 2404052321700615381
調達整理番号 51
案件名称 農業振興地域整備計画改定業務委託

最新更新日時 2024.04.22 09:08

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2001045101	アジア航測株式会社 名古屋支店	8,300,000円		
2	2000760600	株式会社カナエジオマテックス	9,000,000円		
3	2000959901	朝日航洋株式会社 名古屋支店	9,200,000円		
4	2000529101	国際航業株式会社 名古屋支店	9,500,000円		
5	2000418200	中央コンサルタンツ株式会社	辞退		

[戻る](#)

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 農業振興地域整備計画改定業務委託
- 2 業 務 場 所 江南市役所 農政課
- 3 委 託 期 間 自 令和6年4月24日
至 令和8年3月31日
- 4 委 託 料 金9,130,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金830,000 円
- 5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者アジア航測株式会社 名古屋支店との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月23日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市北区大曾根三丁目15番58号
大曾根フロントビル
アジア航測株式会社 名古屋支店
支店長 秦 芳 和



入札見積履歴

案件番号 2404082321700615626
調達整理番号 52
案件名称 土地(固定資産)評価設定委託

最新更新日時 2024.04.22 09:26

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000689400	日本土地評価システム株式会社	<u>32,800,000円</u>		
2	2000552900	株式会社総合鑑定調査	<u>33,200,000円</u>		
3	2000959901	朝日航洋株式会社 名古屋支店	<u>34,000,000円</u>		
4	2003946100	ヴァリュートックコンサルティング株式会社	<u>34,700,000円</u>		
5	2000009200	株式会社愛知県不動産鑑定センター	<u>35,000,000円</u>		

[戻る](#)

業務委託契約書

1 業務名 土地(固定資産)評価設定委託

2 業務場所 江南市行政区域全域

3 委託期間 自 令和6年4月26日

至 令和9年3月31日

4 委託料 金36,080,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金3,280,000円

5 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者江南市と受託者日本土地評価システム株式会社との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月25日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区大須4-11-50
日本土地評価システム株式会社
代表取締役 足立 陽三

入 札 執 行 調 書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月22日 午前 10時00分			
物 件 名	健康診査受診券等印刷			
納 入 場 所	江南市役所 保険年金課			
氏 名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘 要
日本通信紙株式会社名古屋支店	1,998,900			◎落札
株式会社アイチビジネスフォーム	2,337,000			
カワセコンピュータサプライ株式会社名古屋支店	2,077,040			
坪内印刷工業株式会社	3,512,600			
合同会社パトス	3,653,500			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

印刷製本契約書

- 1 物 件 名 健康診査受診券等印刷
- 2 納 入 場 所 江南市役所 保険年金課
- 3 納 入 期 限 別添仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 金2,198,790 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金199,890 円
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者日本通信紙株式会社名古屋支店との間に別添条項により印刷製本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月23日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 〒456-0053
名古屋市熱田区一番2丁目2番6号
日本通信紙株式会社名古屋支店
支店長 和田幸正

印刷製本変更契約書

- 1 物 件 名 健康診査受診券等印刷
- 2 納 入 場 所 江南市役所 保険年金課
- 3 変更による納入期限 変更なし
- 4 変更による契約金額 金52,525 円 減額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金4,775 円 減額

上記の印刷製本について、発注者江南市と受注者日本通信紙株式会社名古屋支店との間に印刷製本変更契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和6年4月23日付けの契約書による。

令和6年6月11日

発注者 江南市
市長 澤田 和延

受注者 〒456-0053
名古屋市熱田区一番2丁目2番6号
日本通信紙株式会社名古屋支店
支店長 和田幸正

入札執行調書

執行年月日	令和6年4月22日 午前9時15分			
業務名	江南緑地公園(草井)芝生広場除草等委託			
業務場所	江南市草井町中270番地			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
大澤造園土木株式会社	¥6,000,000-			
大脇造園	¥5,900,000-			
有限会社豊場造園	¥6,200,000-			
村繁造園土木株式会社江南支店	¥5,950,000-			
岡寄造園	¥6,000,000-			
一般社団法人愛知高齢者事業団	¥5,800,000-			○落札

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みにかかる金額である。

業務委託契約書

- 1 業務名 江南緑地公園（草井）芝生広場除草等委託
- 2 業務場所 江南市草井町中270番地
- 3 業務内容 別紙仕様書に基づくものとする。
- 4 委託期間 自 令和6年5月 1日
至 令和7年3月31日
- 5 委託料金 6,380,000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金580,000円)

- 6 契約保証金 免除

上記の業務について、委託者 江南市 と受託者 一般社団法人愛知高齢者事業団 との間に別添条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月22日

委託者 江南市
市長 澤田 和延

受託者 名古屋市中区平和2丁目2番3号
一般社団法人 愛知高齢者事業団
代表理事 岡田 太



入札見積履歴

案件番号 2404092321700615741
調達整理番号 53
案件名称 用紙裁断機一式

最新更新日時 2024.04.30 08:42

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	20,600円		
2	2005772302	NTT・TCリース株式会社 東海支店	辞退		
3	2000963205	三菱HCキャピタル株式会社 中部第一営業部	辞退		
4	2000600401	株式会社JECC	辞退		
5	2000527101	リコーリース株式会社 中部支社	辞退		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により用紙裁断機一式(令和6年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和6年6月1日から令和12年5月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金22,660円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金2,060円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は別紙仕様書のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和6年5月31日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第11条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補

修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得

た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与

している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 24 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江南市

市長 澤田 和延

貸付人：名古屋市中区錦 1-17-1 NEC 中部ビル

NEC キャピタルソリューション株式会社

中部支店 支店長 菱木 裕一郎

2024年04月23日 09時19分

入札見積履歴

案件番号

2404102321700615856

調達整理番号

54

案件名称

電子計算室エアコン1号機・2号機(令和6年度更新分)

最新更新日時 2024.04.23 09:19

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000134501	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	125,670円		
2	2000600401	株式会社JECC	128,700円		

[戻る](#)

賃貸借契約書

江南市(以下「借受人」という。)とNECキャピタルソリューション株式会社(以下「貸付人」という。)との間において、次の条項により電子計算室エアコン1号機・2号機(令和6年度更新分)(以下「装置」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(総則)

第1条 借受人及び貸付人は、信義誠実の原則及び善良な管理者の注意義務を持って、この契約を履行するものとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、令和6年10月1日から令和12年9月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)とする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額金138,237円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金12,567円)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、全額を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 貸付人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(装置の内容)

第6条 装置の内容は賃貸借仕様書別紙明細のとおりとする。

(装置の納品場所及び引渡し)

第7条 貸付人は、令和6年9月30日までに、借受人において装置を使用できる状態に調整を完了して、借受人の指示した場所へ設置し、借受人に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第8条 賃貸借料の支払方法は月払いとし、貸付人は使用月の翌月初めに借受人に対して請求を行い、借受人は貸付人の請求書を受領した日から30日以内に、貸付人に対して装置の賃貸借料を支払うものとする。

(消耗品及びその他の補給品)

第9条 借受人が装置に使用する消耗品及びその他の補給品は、貸付人又はメーカーの指定する規格品を使用するものとする。

(他の機械器具の取付け又は装置の改造)

第10条 借受人は、装置に他の機械器具の取付け又は装置を改造するときについてはあらかじめ文書による貸付人の承諾を必要とする。

2 前項の場合に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(装置の不具合)

第 11 条 装置が隠れたる不具合により運転又は操作に支障を生じた場合は、その補修又は交換等の費用は、借受人が直接メーカーに請求できるものとする。

(装置の据付及び調整費用等)

第 12 条 装置の搬入、据付及び調整並びに撤去及び搬出のために要する費用は、貸付人が負担するものとする。

(解約の申出等)

第 13 条 借受人は、この契約の全部又は一部を解約する場合は、文書による 3 か月前の予告をもって解約を申し出るものとする。

2 第 2 条の規定により、72 か月間の装置の賃貸借期間を経過した場合は、この契約は、解約されるものとする。

3 第 19 条第 2 項の規定は、この契約解約後も有効に存続するものとする。

(予算の減額、削除による契約の解除)

第 14 条 借受人は、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、解除するものとする。

(装置の返還)

第 15 条 借受人は、この契約の解約により装置を返還する場合は、装置を搬入当時の状態にもどし、すみやかに装置を貸付人に返還するものとする。

2 装置の返還後の旧設置場所の補修費用は、借受人が負担するものとする。

3 装置に欠損がある場合は、貸付人はその旨文書で確認するものとする。

(保険)

第 16 条 装置に対する保険の付保及び当該保険料は、貸付人が負担するものとする。

(善良な管理者の注意義務等)

第 17 条 借受人は、装置の設置場所をあらかじめ貸付人又はメーカーが申し出た温度、湿度及びその他良好な環境に保持すること等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 貸付人は、借受人の故意又は過失により、装置が損傷を受け又はこれに欠損を生じた場合は、借受人に対してその損害の賠償を請求することができるものとする。

3 前項の損害の賠償額は、借受人及び貸付人協議の上定めるものとし、前条に定める保険の保険金で填補される額は賠償額から控除するものとする。

4 借受人は、装置及びこの契約に基づく賃貸借権を、第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

(臨機の措置)

第 18 条 貸付人は、借受人の責めに帰すべき事由によるものではなく、装置の使用に支障が生じ、業務に著しい影響を及ぼす場合には、早急に適切な措置をとるものとする。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 貸付人は、貸付人又はメーカーの従業員等を装置の調整等のために、借受人の了解を得て、装置の設置場所に立入らせることができるものとする。この場合において、貸付人は、当該従業員に必ず身分証明書を携帯させるものとする。

2 貸付人並びに貸付人又はメーカーの従業員等は、この契約の履行に関して知り得た借受人の業務上その他の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 借受人は、貸付人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 貸付人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は貸付人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸付人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(3) 貸付人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第 21 条 貸付人は、前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、借受人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を借受人が指定する期限までに支払わなければならない。貸付人がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、借受人は、借受人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、貸付人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第 22 条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため貸付人に損害が生じても、借受人は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつ

てはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から4号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 受託者が、1号から4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 借受人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた借受人の損害の賠償を貸付人に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 貸付人は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 借受人は、貸付人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(通知義務)

第24条 次の場合、借受人は遅滞なく貸付人に通知しなければならないものとする。

(1) 装置について、貸付人の権利を侵害するような事態が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 装置について、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき。

(解約権及び損害の賠償)

第 25 条 借受人又は貸付人は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、文書をもってこの契約を解約することができるものとする。

2 借受人又は貸付人は、前項により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとする。

(協議事項)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約条項のうち疑義の生じた事項については、借受人及び貸付人協議の上これを決定するものとする。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、借受人及び貸付人記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 26 日

借受人：江南市赤童子町大堀 90 番地

江 南 市

市 長 澤 田 和 延

貸付人：名古屋市中区錦 1-17-1 NEC 中部ビル

NEC キャピタルソリューション株式会社

中部支店 支店長 菱木 裕一郎



入札見積履歴

案件番号 2404092321700615768
調達整理番号 55
案件名称 下般若配水場配水バルブ修繕

最新更新日時 2024.04.23 09:33

No.	業者登録番号	商号又は名称	第1回 入札見積情報	第2回 入札見積情報	第3回 入札見積情報
1	2000685201	荏原商事株式会社 中部支社	5,300,000円		
2	2001001700	寿美工業株式会社	5,750,000円		
3	2001034301	横河ソリューションサービス株式会社 中部支社	辞退		
4	2000545001	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 中部本部	辞退		
5	2000302900	名三工業株式会社	辞退		

[戻る](#)

修 繕 契 約 書

- 1 修 繕 名 下般若配水場配水バルブ修繕
- 2 修 繕 場 所 江南市般若町中山146番地
- 3 修 繕 期 間 自 令和 6 年 4 月 25 日
至 令和 6 年 8 月 31 日
- 4 契 約 金 額 金5,830,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金530,000 円
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の工事について、発注者江南市と受注者荏原商事(株)中部支社との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月24日

発注者 江南市水道事業
江南市長 澤田 和延

受注者 名古屋市中村区名駅1-1-4
荏原商事(株)中部支社
支社長 伊藤 基之

入札執行調書

(単位：円)

執行年月日	令和6年4月26日 午前9時30分			
物件名	古知野東小学校外11校児童・生徒用机天板			
納入場所	江南市宮後町船渡58番地外11			
氏名	第1回入札	第2回入札	第3回入札	摘要
株式会社 岸五	2,065,500			
有限会社 富田文溪堂 江南支店	1,846,800			決定
ニワセイ	2,025,000			
ハマヤ	1,944,000			
株式会社 吉村化工	2,025,000			

※上記落札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申し込みに係る価格である。

売 買 契 約 書

- 1 品名及び規格、品質
 - (1) 品 名 古知野東小学校外11校児童・生徒用机天板
 - (2) 規格、品質 別添仕様書のとおり
 - (3) 数 量 別添仕様書のとおり
- 2 契約金額 金 2,031,480 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 184,680 円
- 3 契約保証金 免 除
- 4 納入期限 令和6年8月30日
- 5 納入場所 江南市宮後町船渡58番地外11

上記物品の売買について、江南市(以下「発注者」という。)と有限会社 富田文溪堂 江南支店(以下「受注者」という。)との間に別添条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

令和6年4月30日

発注者 江南市
市長 澤田 和 延

受注者 江南市南山町西100
有限会社 富田文溪堂 江南支店
代表取締役 富田 正仁